

商品先物取引の会計処理及び ヘッジ会計の適用方法

Accounting for commodity futures transaction and
application of hedge accounting



 **東京穀物商品取引所**

監修 朝日監査法人

はじめに

日本における商品先物市場は、一般に投機家主体であり、当業者の参加が少ないと言われています。他の主要先進諸国における商品先物市場と比較して我が国での当業者取引の割合が低い要因の一つとして、国内における商品先物取引がリスクヘッジの手段としてさほど認知されていないということが挙げられます。ヒアリングなどの結果によると、為替や金利などの金融デリバティブ商品取引には比較的抵抗が少ないのに対して、商品先物・オプション取引に対しては投機という意識がいまだに強く、その利用には抵抗感を拭いきれないという実態があるようです。さらに、このような概念的な事由に加え、実務上の問題点として、商品先物取引を行った場合の会計処理が複雑で分かりづらいという意見もあります。

平成 12 年度より適用された新しい金融商品会計基準により、金融デリバティブ商品には時価会計やヘッジ会計が導入されるなどの大幅な変更がありましたが、その中では商品先物取引は金利先物取引や為替先物取引などと同列に扱われています。しかしその一方で、商品先物取引に的を絞って、実務者レベルにおける具体的な経理処理の解説を記したものは、未だ多くはありません。またこれに加え、外国におけるデリバティブ商品にかかわる会計処理とは若干の相違があり、そのことが日本における当業者の積極的な商品先物取引の利用を妨げているという指摘もあります。

そこで本所では、この度朝日監査法人の監修のもと、商品先物取引を主たる対象とした時価会計及びヘッジ会計処理に関する調査を行ない、わかりやすい事例を用いた報告書を作成いたしました。当報告書では時価会計及びヘッジ会計の概要、適用要件などの解説だけでなく、当所の実際の市場価格などを用いて 投機取引、ヘッジ取引、先渡取引、オプション取引について、具体的な会計処理の方法を解説してあります。

当ガイドブックは平成 14 年 10 月に初版が配布されましたが、おかげさまで皆様の好評を博し、この度若干の訂正を加えた後に第 2 版を発行する次第となりました。商品先物業界において当業者の取引参加を増やすことは永年にわたる懸案事項でありました。当報告書が、投機的な側面だけでなくリスクヘッジの側面も持つ商品先物取引に対する正しい理解の一助として、皆様のお役に立てれば幸いです。

平成 15 年 2 月 吉日
東京穀物商品取引所

注：当該パンフレットは東京穀物商品取引所における取引参加者の参考となるために作成されています。
このため、会計、税務に関する記述は基本的に国内の商品取引所における取引を想定しており、全ての金融商品取引を前提にしたものではありません。実際の会計処理実務にあたっては貴社担当の公認会計士または監査法人に御相談ください。

(目 次)

・ 金融商品会計基準と商品先物取引の関連.....	1
1. 金融商品会計基準の概要.....	1
2. 金融商品会計基準における商品先物取引、商品先物オプション取引の位置付け.....	1
3. 商品先物取引、商品先物オプション取引の会計処理の概略説明.....	2
・ 金融商品会計基準におけるヘッジ会計の概要.....	3
1. ヘッジ会計とは何か.....	3
2. ヘッジ会計の方法.....	4
（1）繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計.....	4
（2）現物資産・負債をヘッジ対象とする場合.....	7
（3）予定取引をヘッジ対象とする場合.....	9
（4）ヘッジ会計の適用要件.....	11
（5）ヘッジ手段としての売建オプション.....	18
（6）包括ヘッジをした場合.....	20
（7）外貨建金銭債権・債務等の為替変動リスクをヘッジ対象とした場合.....	20
（8）デリバティブ取引にかかる開示.....	21
・ デリバティブ取引、ヘッジ会計に対する税務上の取り扱い.....	27
1. デリバティブ取引一般に対する税務上の取り扱い.....	27
2. ヘッジ会計に対する税務上の取り扱い.....	27
（1）有効性の判定について.....	27
（2）ヘッジ会計の中止について.....	28
・ 会計・税務の取扱上の国内商品先物取引利用のメリット.....	29
1. 現物取引において商品先物取引を用いたヘッジ取引を行う場合と行わない場合 の比較.....	29
（1）会計上のメリット.....	29
（2）税務上のメリット.....	30

2. 先物取引と先渡取引との比較.....	30
(1) 会計上のメリット.....	30
(2) 税務上のメリット.....	31
3. 円建ての国内商品先物取引を利用したヘッジ取引と、外貨建先物取引と為替予約を併用したヘッジ取引の比較.....	31
(1) 会計上のメリット.....	31
(2) 税務上のメリット.....	32
. 金融先物取引と商品先物取引のヘッジ会計の比較.....	33
1. 金利先物取引との相違.....	34
2. 通貨先物取引との相違.....	34
3. 債券先物取引との相違.....	35
4. 株価指数先物取引との相違.....	35
. 会計処理の具体例.....	36
ケース1 投機目的の取引	
1 - 1 同一会計期内・益金発生の場合.....	37
1 - 2 同一会計期内・損金発生の場合.....	39
1 - 3 複数会計にまたがる取引.....	41
ケース2 ヘッジ目的の取引	
2 - 1 同一会計内・受渡しを伴わない場合.....	44
2 - 2 同一会計内・受渡しを伴う場合.....	46
2 - 3 複数会期にまたがり、受渡しを伴わない場合.....	49
2 - 4 複数会計期にまたがり、受渡しを伴う場合.....	52
ケース3 先渡取引	
3 - 1 予定購入取引の価格変動リスクのヘッジ取引.....	56
3 - 2 予定売却取引の価格変動リスクのヘッジ取引.....	57
ケース4 オプション取引	
4 - 1 同一会計期内.....	60
4 - 2 複数会計期.....	63

1. 金融商品会計基準と商品先物取引の関連

1. 金融商品会計基準の概要

平成 11 年 1 月に企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準」が、平成 12 年 1 月に日本公認会計士協会から「金融商品会計に関する実務指針」(以下、これらを金融商品会計基準と表記します。)が公表されました。

金融商品会計基準の目的は、企業が保有する金融商品に係る経済的実態を、財務諸表に忠実に反映させることにあります。この目的のために、金融商品会計基準では、特に期末時の金融商品の評価に関して時価主義を大幅に採用していることが特徴的です。この結果、平成 13 年 3 月期よりいわゆるデリバティブ取引が原則として期末時に時価評価され、取引から生じる正味の債権および債務が貸借対照表に計上されるとともに、評価差額が当期の損益として処理されることとなりました。

2. 金融商品会計基準における商品先物取引、商品先物オプション取引の位置付け

金融商品会計基準では、デリバティブ取引とは次のような特徴を有する金融商品として定義しています。

権利義務の価値が現物商品価格等の変化に反応して変化する基礎数値を有し、かつ、想定元本が固定もしくは決定可能な決済金額の少なくともいずれかを有する。

当初純投資が不要または少額である。

実質的に純額による決済が可能な取引である。

これに対し、商品先物取引とは、取引当事者が将来の一定時期において現物(例えば大豆等)と代金の受渡しを約する売買取引であって、その時期が到来する以前に転売、買い戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引です。

また商品先物オプション取引とは、ある商品(例えば大豆先物の買いまたは売り)を、将来の一定期日までに特定の価格(権利行使価格)で売るまたは買う権利を売買する取引であって、この権利の対価(プレミアム)は市場の需給によって変動し、この変動を利用して反対売買によりその差額を得ることもできます。

これらの取引はいずれも前記の ~ までの特徴を有しており、金融商品会計基準で定められるデリバティブ取引に該当します。

3. 商品先物取引、商品先物オプション取引の会計処理の概略説明

商品先物取引、商品先物オプション取引は、金融商品会計基準に定められているデリバティブ取引の会計処理に従って処理されますが、具体的な会計処理はその目的、すなわち「投機目的」で行われたか、あるいは「ヘッジ目的」で行われたかによって異なります。

(投機目的)

取引の買い手仕舞い、転売約定時に、建玉の消滅および関連損益を認識します。期末時に建玉を保有している場合は、当該建玉を時価評価し、評価差額を損益に計上します。

(ヘッジ目的)

期末日以外の取引の流れに関する会計処理は投機目的と同様です。ただし、ヘッジ目的で実施されるデリバティブ取引のうち、金融商品会計基準に定められている要件を満たす取引についてはヘッジ会計を適用することができます。ヘッジ会計の詳細については、次ページ以降に述べる「 . 金融商品会計基準におけるヘッジ会計の概要」をご参照下さい。

II. 金融商品会計基準における ヘッジ会計の概要

1. ヘッジ会計とは何か

ヘッジ会計とは、ヘッジ対象（たとえば現物商品の価格変動リスクをヘッジする目的で商品先物取引を利用した場合、現物商品である大豆等がこれに該当します。）と、ヘッジ手段（たとえば、上記の例を前提とした場合、商品先物取引である大豆先物取引等がこれに該当します。）の損益認識時点のずれを損益計算書上、補正しようとする会計手法です。

財務諸表上、既に計上されている何らかの資産または負債が保有するリスクに対してヘッジ目的でデリバティブ取引を利用した場合、デリバティブ取引は金融商品会計基準により時価評価されるのに対し、ヘッジ対象である資産または負債は原価評価される場合があります。この場合、ヘッジ手段であるデリバティブ取引に係る損益のみが先に計上されてしまい、ヘッジを目的とした取引の実態が会計上、適切に反映されません。

また、予定取引（未履行の確定取引に係る取引、または契約は成立していないが、取引予定時期、物件、量、価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性がきわめて高い取引をいいます。）をヘッジ対象とするデリバティブ取引においても、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の損益が先に計上されてしまい、予定取引を実際に行なったときにヘッジ対象に対応する損益が適切に計上されない恐れがあります。

ヘッジ会計とは、このようなヘッジ対象とヘッジ手段の損益認識時点のずれを一致させようとする会計手法です。

2. ヘッジ会計の方法

(1) 繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計

ヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計が定められています。繰延ヘッジ会計とは、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益認識時点のずれを、ヘッジ手段から発生する損益を繰り延べることで解決しようとする方法です。一方、時価ヘッジ会計とは、時価評価されているヘッジ手段の会計処理を変更せず、原価評価されているヘッジ対象を時価評価し評価差額を損益に計上することで、損益認識時点のずれを解決しようとするもので、結果として、ヘッジの両サイドがともに時価評価されます。

ヘッジ取引の態様には、相場変動を相殺する「公正価値ヘッジ」と、キャッシュ・フローを固定する「キャッシュ・フローヘッジ」とがありますが、金融商品会計基準ではいずれのヘッジ取引にしても、原則として繰延ヘッジ会計を採用しており、商品先物取引および商品先物オプション取引に関しても繰延ヘッジ会計が用いられます。これは、ヘッジ対象とヘッジ手段とをともに時価評価してヘッジ効果を損益計算書上に反映する方法を採用している米国基準と異なります。(米国基準による処理の概要については下記コラムをご参照下さい。)

そこで、商品先物取引に関連すると思われる繰延ヘッジ会計の具体的な会計処理および表示方法を以下に示します。

コラム...日米のヘッジ会計の相違

日本と米国では、商品先物取引にかかるヘッジ会計の処理の方法が大きく異なります。まず、日本の金融商品会計基準においては、商品先物取引及び商品オプション取引のいずれのヘッジ取引にしても、原則として「繰延ヘッジ会計」が採用されています。一方米国では、商品先物取引及び商品オプション取引も含めたデリバティブのヘッジ取引については、原則としてヘッジ対象とヘッジ手段を共に時価評価して処理するいわゆる「時価ヘッジ会計」が採用されています。さらに、日本における繰延ヘッジでは、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フローヘッジに関わらず、ヘッジ手段の損益は貸借対照表上、資産あるいは負債として繰り延べる方法をとりますが、米国では公正価値ヘッジとキャッシュ・フローヘッジとではヘッジ手段の評価損益に係る会計処理が異なります。すなわち、公正価値ヘッジの場合はヘッジ手段を時価評価して貸借対照表に計上すると同時に、ヘッジ手段の損益を稼得利益として損益計算書において認識

するのに対し、キャッシュ・フローヘッジの場合はヘッジ手段の損益は、包括利益計算書を通じて貸借対照表の資本の部に「その他の包括利益」項目に計上されます。

1. 公正価値ヘッジの事例

500 トンの粗糖在庫（19,000 円/トン）の価格変動リスクをヘッジするために、A 社は 2002 年 3 月 15 日に東穀粗糖市場で 2002 年 7 月限を 20,000 円にて 10 枚（1 枚 = 50 トン）売り建てた。3 月 29 日に期末を迎えたが、このときの東穀粗糖市場での 2002 年 7 月限の帳入値段は 19,000 円で、現物価格が 18,000 円であった。

会計処理（例）単位：千円

(1) 繰延ヘッジ（日本基準）

（借方）棚卸資産 9,500
 （貸方）現金 9,500
 （借方）デリバティブ債権 500
 （貸方）繰延ヘッジ利益 500

B/S		P/L	
デリバティブ債権	500		
棚卸資産	9,500		
		繰延ヘッジ利益	500

(2) 時価ヘッジ（米国基準）

（借方）棚卸資産 9,500
 （貸方）現金 9,500
 （借方）デリバティブ債権 500
 （貸方）デリバティブ評価益 500
 （借方）棚卸資産評価損 500
 （貸方）棚卸資産 500

B/S		P/L	
デリバティブ債権	500	棚卸資産評価損	500
棚卸資産	9,000		デリバティブ評価益 500

2. キャッシュ・フローヘッジの事例

B社は、500トンの粗糖を4月5日に購入する予定であり、その価格変動リスクをヘッジするために、B社は2002年3月15日に東穀粗糖市場で2002年7月限を20,000円にて10枚(1枚=50トン)買い建てた。3月29日に期末を迎えたが、このときの東穀粗糖市場での2002年7月限の帳入値段は21,000円であった。

会計処理(例)単位:千円

(1) 繰延ヘッジ(日本基準)

(借方) デリバティブ債権 500
(貸方) 繰延ヘッジ利益 500

B/S		P/L	
デリバティブ債権 500	繰延ヘッジ利益 500		

(2) 時価ヘッジ(米国基準)

(借方) デリバティブ債権 500
(貸方) その他の包括利益 500
(借方) その他の包括利益 500
(貸方) その他の包括累計利益 500

B/S		P/L	
デリバティブ債権 500	その他の包括累計利益 500		

包括利益計算書	
	その他の包括利益 500

(注) その他の包括利益は、損益計算書において当期純利益の下に表示するか、当期純利益から開始する包括利益計算書を損益計算書と別個に設けその中表示するか、新たに持分変動計算書を設けてその中で期首と期末の持分残高の間に表示する。

(2) 現物資産・負債をヘッジ対象とする場合

現物資産・負債をヘッジ対象としたヘッジ取引を行う場合、繰延ヘッジ会計においては、期末時に以下のような会計処理を行います。

期中に 2002 年 5 月限の大豆ミールを 28,320 円（トン当たり）にて 10 枚売り建て、期末を迎えた。期末の帳入値段は 28,290 円であった。なお、2002 年は 3 月 30 日・31 日が取引所休業日であるため、期末処理日を 3 月 29 日としている。（以下同じ）

繰延ヘッジ利益：(28,320 円 - 28,290 円) × 50 倍 × 10 枚 = 15,000 円

注：大豆ミールの倍率は 50 倍（1 枚 50 トン）

(図表 1)

(単位：千円)

3 月 29 日	期末日処理	(借方) デリバティブ債権 15 (貸方) 繰延ヘッジ利益 15
----------	-------	-------------------------------------

この際、使用する科目、それらの表示方法は以下の通りです。

(図表 2) ヘッジ会計適用時の会計処理と表示方法

項目	内容
繰延ヘッジ損益の表示科目	資産...繰延ヘッジ損失 負債...繰延ヘッジ利益
繰延ヘッジ損益の流動・固定分類	原則として、ヘッジ対象の流動・固定分類に応じて分類する。 なお、予定取引に係る繰延ヘッジ損益は、予定取引の実行時に取得する資産または発生する負債の区分に基づき分類する。 予定取引の実行時に資産の取得または負債の発生を伴わない取引の場合、予定取引に係る損益が発生する時期に基づき、1 年内であれば流動、1 年超であれば固定に分類する。
繰延ヘッジ損益の相殺表示	原則：総額表示 例外：流動・固定の区分ごとに繰延ヘッジ損失と繰延ヘッジ利益を相殺して純額で表示可。(ただし相殺前の総額の注記が必要)

繰延ヘッジ損益の表示は具体的には、以下の通りとなります。

(原則)		(例外)	
B/S		B/S	
(流動資産)	(流動負債)	(流動資産)	(流動負債)
繰延ヘッジ損失 500	繰延ヘッジ利益 200	繰延ヘッジ損失 300	
(固定資産)	(固定負債)	(固定資産)	(固定負債)
繰延ヘッジ損失 500	繰延ヘッジ利益 800		繰延ヘッジ利益 300

ヘッジ会計は、要件を満たさなくなった場合、適用を中止する必要があります。また、ヘッジ対象が消滅することが明らかになった場合等において、適用を終了します。ヘッジ会計適用の「中止」および「終了」と、その会計処理は以下のとおりです。

(図表3) ヘッジ会計適用の中止・終了時の処理

事象	ヘッジ会計適用「中止」
状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ関係がヘッジ有効性の評価基準を充たさなくなった場合 ・ヘッジ手段が消滅した場合
会計処理	<p>その時点まで繰り延べられたヘッジ手段の損益または評価差額はヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる。</p> <p>=>たとえば売建の商品先物取引により現物資産の価格変動リスクをヘッジしていたが、事後的な比率分析の結果、ヘッジの有効性が50%と判定された場合、それまでに繰り延べられた商品先物取引に係る評価差額は現物資産の売却時点まで繰り延べられます。有効性の評価基準を充たさなくなった場合、ヘッジ手段のヘッジ会計中止以降の損益または評価差額は発生した会計期間の損益計算書に計上する。</p> <p>=>たとえば上記の場合、それ以降の期に発生した商品先物取引に係る損益は、発生した期に計上されることとなります。</p> <p>ヘッジ会計終了時点で重要な損失が発生する恐れがある場合、その見積損失を当期の損益に計上しなければならない。</p> <p>=>たとえば上記の場合、ヘッジ会計中止後に現物価格が大幅に下落し、現物資産の含み益が大幅に減少すると、繰延ヘッジ損失として資産に繰り延べられていた金額がヘッジ対象である現物資産の含み益を上回り、繰延ヘッジ損失(資産)の回収可能性が高いとは言えなくなります。このようなおそれがある場合、繰延ヘッジ損失額から現物資産の含み益を控除した不足額のうち、ヘッジ会計適用中止後におけるヘッジ対象の相場変動に相当する部分の金額を見積損失額として当期に損益に計上することとなります。</p>

事象	ヘッジ会計適用「終了」
状況	ヘッジ対象が消滅またはヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになった場合
会計処理	繰り延べた損益を当期に計上する。 =>たとえば売建の商品先物取引により現物資産の価格変動リスクをヘッジしていたが、現物商品が売却されてしまった場合、商品先物取引について繰り延べられてきた損益を当期の損益に計上することとなります。

(3) 予定取引をヘッジ対象とする場合

予定取引をヘッジ対象としたヘッジ取引を行う場合、会計上、現物資産・負債をヘッジ対象とした場合と大きくは異なりませんが、以下の点に留意する必要があります。

(図表4) 予定取引に対するヘッジ会計適用時の会計処理と表示方法

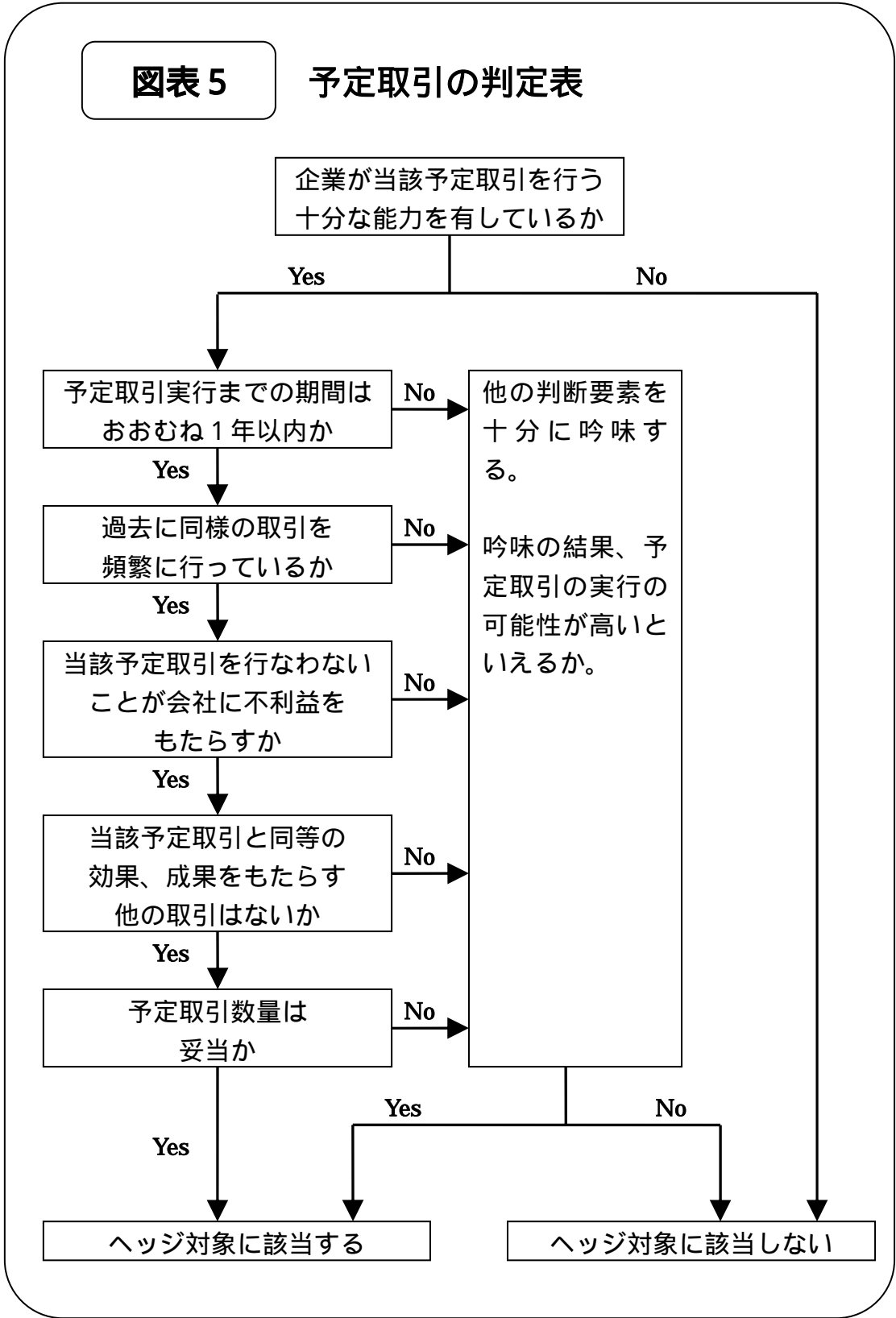
ケース	項目	処理方法・科目
予定取引により損益がただちに発生する場合 (予定商品売却取引等)	処理方法	予定取引実行時に当期の損益に計上する。
	処理科目	原則：ヘッジ対象取引に係る損益科目 容認：為替リスクのヘッジによる損益については為替差損益とすることができる。
予定取引が資産の取得である場合(棚卸資産・有形固定資産等)	処理方法	資産の取得原価に算入し、取得価額が費用計上される期の損益に反映させる。
	処理科目	自動的に売上原価、減価償却費等の形で費用化される。

VI.会計処理の具体例 設例 2-3 (P.49) は商品の予定売却取引に係る価格変動リスクを売建の商品先物取引でヘッジする例です。この場合、予定取引実行とともに商品先物取引も手仕舞われ、原則通り商品売却時点で売上原価(ヘッジ対象取引に係る損益項目)として商品先物決済損益が処理されます。

また、商品の予定購入取引に係る商品の価格変動リスクを買建の商品先物取引によりヘッジする場合、実際の商品購入代金に商品先物決済損益を加えたものが会計上、仕入として認識され、売却時点で売上原価として認識されることとなります。また、予定取引にヘッジ会計を適用しうるか否かについては(図表5)による判定を行う必要があります。

図表 5

予定取引の判定表



(4) ヘッジ会計の適用要件

ヘッジ取引についてヘッジ会計を適用するためには、以下の事前・事後の要件を満たす必要があります。

事前要件
ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが取引時に客観的に認められること（図表 6,7,8,9 参照） 企業のリスク管理方針に関して、明確な内部規定および内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること（図表 6,7,8,9 参照）

リスク管理方針とはリスクを識別し、許容しうるレベルにまで管理するための方針であり、原則として、取締役会等により毎期承認を受け、文書化する必要があるものです。リスク管理方針に記載する必要のある事項は以下のとおりです。

（図表 6） リスク管理方針に記載すべき事項

項 目	具体的内容
管理の対象とするリスクの種類と内容	時価の変動やキャッシュ・フローの変化が合理的に定量化できるリスクであり、具体的には、市場リスクや信用リスクなどがあげられる。
ヘッジ方針	i) リスク・カテゴリー別のヘッジ比率 ii) ヘッジ対象の識別方法 iii) リスク・カテゴリー別のヘッジ手段の選択肢
ヘッジ手段の有効性についての検証方法	i) ヘッジ対象とするリスク・カテゴリーとの価格変動の相関関係の測定方法 ii) ヘッジ手段に十分な流動性が期待できるか否かの検討

商品先物取引および商品先物オプション取引により価格変動リスクおよびキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジすることを目的とした場合、（図表 7）のようなリスク管理方針を作成することが考えられます。なお、ヘッジ取引実行時に当該取引がリスク管理方針に従ったものであることを確認する必要があります。確認の方法は、会社の行うヘッジ取引の態様、内部統制によって異なりますが、（図表 8）のフローチャートを参考にすることができます。また、ヘッジ指定書作成に当たっては、（図表 9）の文書を参考にすることができます。

図表 7

市場リスク管理方針（例）

（例）商品先物取引および商品先物オプション取引を用いたヘッジ取引を行なう場合

（基本方針）

第 1 条 当社は業務遂行上さらされているリスクを適切に管理することにより、リスクの種類と内容を理解した上で適切なリスク管理を実施し、安定的な利益を獲得する方針とする。

（リスクの定義）

第 2 条 当社は市場リスクを次のように定義する。

（1）商品価格変動リスク

商品価格変動リスクとは、資産（負債）の時価が市場変動により好ましくない方向に変動するリスクをいう。現に保有する商品を売却するときに、市場価格が下落することにより売却損益が悪化するリスクは、商品価格変動リスクである。

（2）株価変動リスク

株価変動リスクとは、市場性のある株式の株価が下落することにより評価差額が発生し、資本勘定が減少することにより、財政状態が悪化するリスクをいう。

（管理の対象とするリスクと管理方針）

第 3 条

（1）商品価格変動リスク

商品価格変動リスクについて、売却損益の悪化を防ぐためにヘッジ取引を行なうこととする。詳細な取引運営要領については、各事業年度の期首に財務部担当役員が策定し、経営会議において決定する。

（2）株価変動リスク

株価変動リスクについては、毎月末に銘柄毎に時価評価を行い、資本勘定への影響を把握することとする。

（組織）

第 4 条 当社は、商品価格変動リスクを適切に実行および管理するために、ヘッジ取引を実行する部門とヘッジ取引の管理、貴重、有効性の評価を行う部門を分離する。当社は、財務部がヘッジ取引を実行し、経理部がヘッジ取引の管理、記帳、有効性の評価等を実施する。また、経理部が毎月末に保有株式の時価評価を実施し、資本勘定への影響を把握する。

（権限）

第 5 条 取締役会は、デリバティブ取引執行役員を任命し、取引の執行を行なわせる。また、取引管理の担当役員を任命し、取引の管理、記帳、ヘッジの有効性の評価を行なわせる。当社はデリバティブ取引の執行担当役員を財務部担当役員とし、管理担当役員を経理部担当役員とする。

(ヘッジ方針)

第6条 当社は、商品価格変動リスクをヘッジするため、商品先物市場で、現物資産と同種の資産の売建取引または商品先物オプション取引でプットオプションの買建取引のみを行う。これらの取引は市場取引であるため、流動性は高い。
ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行うものとする。具体的には、別途に定めるヘッジ指定文書を用いて識別を行う。

(ヘッジ手段の有効性についての検証方法)

第7条 当社は、毎年9月末および3月末に、該当時点で建玉を保有しているヘッジ手段の有効性の判定を行う。

(1) 商品価格変動リスクをヘッジするための商品先物取引

現物時価変動額に対する先物時価変動額の比率によって判定する。

(2) 商品価格変動リスクをヘッジするための商品先物オプション取引

ヘッジ対象の時価変動額に対するオプションの原資産時価の変動額の比率によって判定する。

(報告)

第8条 経理部担当役員は、商品価格変動リスクおよび株価変動リスクの状況及びヘッジの取組状況等について、半期ごとに、取締役会に報告する義務を負う。

(監査)

第9条 内部監査は、本方針に従って、取引の執行、管理、記帳、ヘッジの有効性の評価が行われ、適切なリスク管理方針が運営されているかどうかについて調査を行わなければならない。

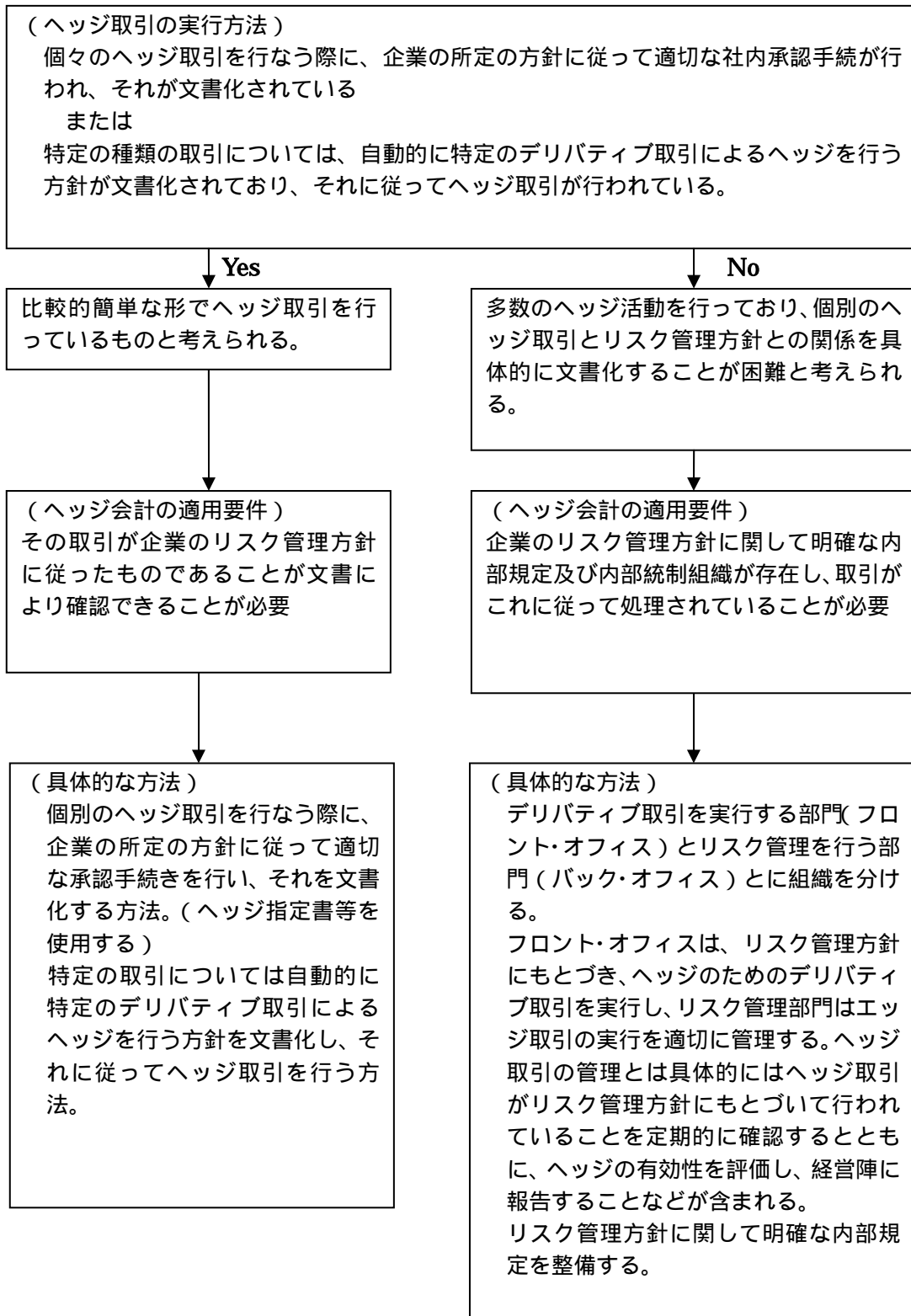
(附則)

第10条 本方針は、平成12年4月1日より開始する事業年度より適用する。

第11条 本方針の改正は取締役会の決定による。

図表 8

ヘッジ取引とリスク管理方針との整合性の確認方法



図表 9

ヘッジ指定書（例）			
		ヘッジ取引 No.	
財務部（取引執行部）		経理部（リスク管理部）	
部長	担当者	部長	担当者
押印	押印	押印	押印
<p>1. ヘッジ取引の目的 平成 14 年度リスク管理方針に基づき、当社が保有している現物商品（大豆ミールの価格変動リスクをヘッジするため、商品先物取引により、ヘッジ取引を行うもの。</p>			
<p>2. ヘッジ取引の詳細</p> <p>(1) ヘッジ対象 商品種類：大豆ミール 対象商品：2002 年 4 月 25 日仕入分 単価：28,500 円（トンあたり） 数量：500 トン</p> <p>(2) ヘッジ手段 ヘッジ取引約定日：2002 年 4 月 25 日約定 ヘッジ手段：商品先物取引（売建） 商品種類：大豆ミール 単価：28,230 円（トンあたり） 期限：2002 年 5 月 数量：10 枚（注）大豆ミールの倍率は 50 倍（50 トン） ヘッジ期間：取引約定日～限月までの現物資産を保有している期間 ヘッジ割合：100% その他：特になし</p>			
<p>3. ヘッジ有効性評価</p> <p>(1) 事前の有効性評価 有効性評価の方法：同一商品について、過去の先物価格の値動きと現物価格の値動きについて、比率分析を行った。 有効性評価結果：有効性は高いと判断された。</p> <p>(2) 事後の有効性評価 有効性評価の必要性：必要あり 有効性評価結果：リスク管理方針に記載のとおり</p>			
<p>4. 包括ヘッジ適用時使用欄</p> <p>(1) ポートフォリオ全体の変動割合とポートフォリオ構成物の変動割合の比率 該当なし</p> <p>(2) 包括ヘッジの場合における評価差額分配方法 該当なし</p>			
<p>5. ヘッジ会計の方法 該当するものに を付す。 1. 繰延ヘッジ会計 2. 時価ヘッジ会計 3. 振当処理（為替予約等を実施する場合）</p>			

なお、ヘッジ指定を行ったヘッジ取引については、ヘッジ関係の有効性について事前テストを実施し、ヘッジ期間を通じてヘッジ関係に高い有効性があることを確かめなければなりません。有効性の評価の方法については、(図表 10・11)を参照して下さい。

事後要件
継続的に有効性の判定評価を行い、高い有効性が確保されていることを確認する。

ヘッジ取引は継続的に有効性が保たれているか否かを検証する必要がありますが、判定を行うに当たって留意すべき事項は以下の通りです。

(図表 10) ヘッジ取引の有効性評価における留意事項

項 目	内 容
有効性の評価の頻度	有効性評価は決算日を含み、少なくとも6ヶ月に1回程度実施しなければならない。
有効性評価の方法	<p>リスク管理方針・管理方法と整合性が保たれていなければならない。</p> <p>当初定めた有効性評価の方法は、ヘッジ期間を通じて一貫して適用しなければならない(一貫性)。</p> <p>仮に、当初決めた有効性評価方法を変更した場合、ヘッジ関係の指定見直しを行い、ヘッジ会計を適用できるかどうかを判断しなければならない。</p> <p>同種のヘッジ関係には、同様の有効性評価方法を適用すべきである(同種性)。</p> <p>時間的価値等の取扱は各ヘッジ取引の特性に応じて決定する。</p> <p>なお、会計処理において時間的価値を区分したかどうかとは直接の関係はない。</p>
有効性の判定基準	<p>以下の算定方式を基に判断を行う。</p> <p>ヘッジ手段の変動の累計 / ヘッジ対象の変動の累計</p> <p>一般的には比率分析の結果、概ね80%~125%の範囲内であること。なお有効性判定における留意事項は以下のとおりである。</p> <p>ヘッジ対象、手段の変動の累計は各年度ごとに判断するのではなく、ヘッジ取引開始時から有効性判定時点までの累計で判断する。</p> <p>事前の確認によってヘッジ手段に高い有効性があると判断した場合、事後的な検証において80%~125%に収まらなくても、その原因が相場、キャッシュ・フローの変動幅が小さいことによる一時的なものと認められる場合、ヘッジ会計の適用を継続することができる。</p>

図表 11

商品先物取引による製品価格変動リスクのヘッジ

1 前提

A社は製品Xを保有しているが、市況の悪化が予想されたので、3月1日に標準物の商品先物契約（売建）を締結し、ヘッジ指定した。

- ・ A社は3月決算であり、棚卸資産の評価方法は原価基準である。
- ・ 証拠金、手数料、税金等は考慮外としている。
- ・ 製品Xおよび商品先物取引に関するデータは次のとおりである。

製品X（ヘッジ対象）のデータ		商品先物（ヘッジ手段）のデータ	
製品の量	1,000 k g	標準物商品の量	1,000 k g
帳簿単価	2,300 円	売約定価格	2,400 円
製造年月	2月1日	契約日	3月1日
売却日	10月30日	買い手仕舞い日	10月30日

- ・ 製品Xと商品先物の相場変動には、事前確認により、高い相関関係が確認された。
- ・ ヘッジ取引日後に、製品Xと先物商品の時価は以下のように変動した。

日付	現物 時価単価	先物 時価単価	現物 時価変動額	先物 時価変動額
3/1（ヘッジ取引日）	2,450	2,400	-	-
3/31（決算日）	2,390	2,350	60	50
9/30（中間決算日）	2,350	2,320	40	30
累計（3/1～9/30）	-	-	100（損）	80（益）
10/30（ヘッジ取引終了日）	2,330	2,300	20	20
累計（3/1～10/30）	-	-	120（損）	100（益）

2 ヘッジ有効性の判定

判定時点	判定過程	判定結果
3/31（決算日）	$50/60 = 83.3\%$ 80%	有効
9/30（中間決算日）	$80/100 = 80\%$ 80%	有効
10/30（ヘッジ終了日）	$100/120 = 83.3\%$ 80%	有効

また、オプション取引をヘッジ手段とした場合、以下の事項に留意する必要があります。

(図表 12) オプション取引をヘッジ手段とした場合における有効性評価の留意事項

用 途	有効性の判定方法
<p><公正価値ヘッジ> オプション取引をヘッジ対象の相場変動リスクのヘッジ手段として用いた場合</p>	<p>リスク管理方針に従い、以下のいずれかの方法で有効性判定を行う。</p> <p>オプション価格全体の変動額とヘッジ対象の時価変動額を比較する。</p> <p>基礎商品価格の変動額とヘッジ対象の時価変動額を比較する。</p>
<p><キャッシュ・フローヘッジ> オプション取引をヘッジ対象のキャッシュ・フローを固定するヘッジ手段として用いた場合</p>	<p>ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動額とオプション取引によるキャッシュ・フローの変動額(オプション取引の基礎商品価格の変動に基づいて計算したキャッシュ・フロー変動額)を比較する。</p>

ただし、先渡取引においては、ヘッジ手段である先渡取引とヘッジ対象である予定購入取引との重要な条件が同一である場合には、事後の有効性評価を省略できます。重要な条件が同一である場合とは、以下のような場合です。

先渡契約が、ヘッジ対象となるべき予定購入と同一商品、同量、同時期、同一場所である。

ヘッジ開始時の先渡契約の時価がゼロである。

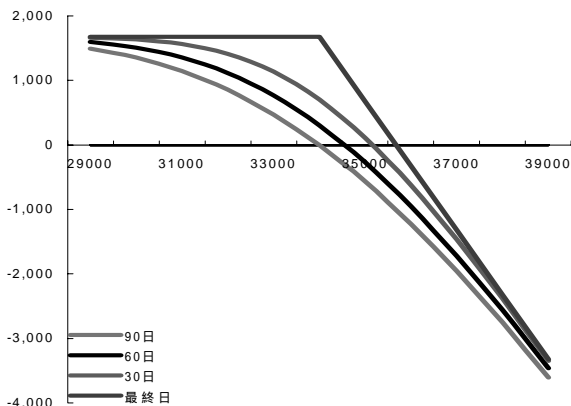
先渡契約のディスカウントまたはプレミアムの変動が、ヘッジの有効性評価から除かれている。または予定取引のキャッシュ・フロー変動がその商品の先物価格に依存している。

(5) ヘッジ手段としての売建オプション

原則として、売建オプションはヘッジ手段として認められません。売建オプションは、リターンが受取オプション料に限定されるのに対し、リスクが無限大となるためです。ただし、売建オプションと買建オプションを組み合わせた取引等、損失発生のリスクが限定されるとともに、正味の受取オプション料がない場合はヘッジ手段として認められます。これら売建オプションを利用した場合のリスクとリターンの関係については(図表 13 の 3,4)をご参照下さい。

図表 1 3

1. ショートコール 相場観：先物価格の下落／安定
損益：損失無限／利益限定



example

商品：大豆
限月：98年4月限（残日数90日）
先物価格：34,000円
ボラティリティ：2.5%

ポジション(1) 34,000円コール 1,670円 1枚 売り

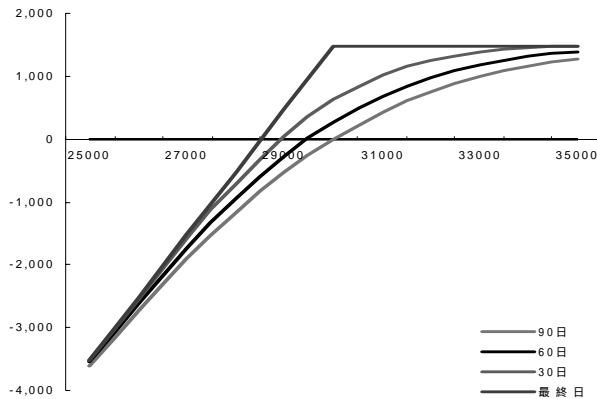
最大リスク 価格上昇時には無限

最大利益 50,100円

損益分岐先物価格 35,670円

特徴：取引最終日に近づき、プレミアムの減価速度が速まると、収益が増大してくる。また、ボラティリティの減少があると減価速度が加速して収益が増大するが、最大利益は、受取プレミアムである。

2. ショートプット 相場観：先物価格の上昇／安定
損益：損失無限／利益限定



example

商品：粗糖
限月：98年5月限（残日数90日）
先物価格：30,000円
ボラティリティ：2.5%

ポジション(1) 30,000円プット 1,470円 1枚 売り

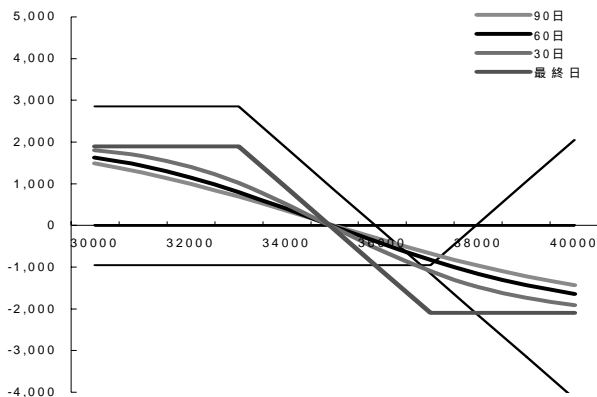
最大リスク 価格下落時には無限

最大利益 73,500円

損益分岐先物価格 28,530円

特徴：取引最終日に近づき、プレミアムの減価速度が速まると、収益が増大してくる。また、ボラティリティの減少があると減価速度が加速して収益が増大するが、最大利益は、受取プレミアムである

3. ベアコールスプレッド 相場観：先物価格の下落／安定
損益：損失限定／利益限定



example

商品：大豆
限月：98年6月限（残日数90日）
先物価格：35,000円
ボラティリティ：2.5%

ポジション(1) 33,000円コール @ 2,850円 1枚 売り

(2) 37,000円コール @ 950円 1枚 買い

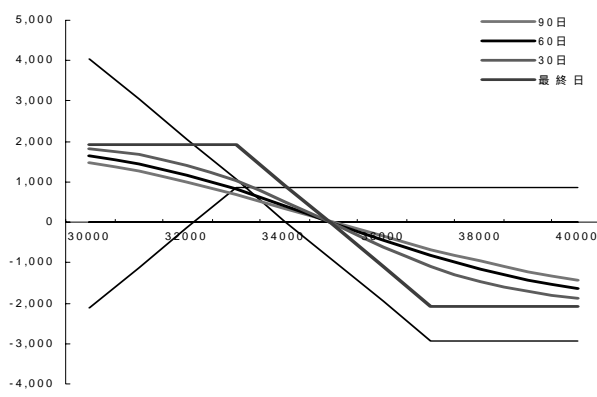
最大リスク 63,000円

最大利益 57,000円

損益分岐先物価格 34,900円

特徴：相場下落を見込んでいるが、下落幅は小幅にとどまると思うときに利用する。コールを買う場合よりも損益分岐点を引き下げ、利益を限定する代わりに最大リスクも減少させる。このポジションは、ネット受け取りプレミアムとなり、この分が収益の限度となる。

4. ベアプットスプレッド 相場観：先物価格の下落／安定
損益：損失限定／利益限定



example

商品：大豆
限月：98年6月限（残日数90日）
先物価格：35,000円
ボラティリティ：2.5%

ポジション(1) 33,000円プット @ 870円 1枚 売り

(2) 37,000円プット @ 2,950円 1枚 買い

最大リスク 62,400円

最大利益 57,600円

損益分岐先物価格 34,920円

特徴：相場下落を見込んでいるが、下落幅は小幅にとどまると思うときに利用する。プットを買うだけよりもプット売りのプレミアム分が、損益分岐点を引き上げると同時に、利益を限定する代わりに最大リスクもネット支払いプレミアムとなる。

(6) 包括ヘッジをした場合

包括ヘッジとは、ヘッジ対象が複数の資産または負債から構成されているヘッジをいいます。このようなヘッジ取引についてヘッジ会計を適用するためには、個々の資産または負債が共通の相場変動等による損失の可能性にさらされており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるものでなければなりません。

(7) 外貨建金銭債権・債務等の為替変動リスクをヘッジ対象とした場合

平成 11 年 10 月に企業会計審議会から「外貨建取引等会計処理基準」が、平成 12 年 3 月に日本公認会計士協会から「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」(以下、これらを外貨基準と表記します。)が公表されました。

外貨基準では、原則として、ヘッジ対象となる外貨建金銭債権・債務等およびヘッジ手段となる為替予約等について、ともに決算日レートで換算し、換算差額を当期の損益に計上することとしています。このため為替変動リスクに関しては、特にヘッジ会計という特殊な手法を使わなくても、為替変動リスクに関するヘッジ対象とヘッジ手段の損益の計上時期が自動的に一致することになります。したがって、この場合においてはヘッジ会計の対象外であり、ヘッジ会計の要件を充たすか否かの判定は必要ないことになります。

また、外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジする場合、ヘッジ対象とされる予定取引が金融商品会計基準に定められる予定取引の要件を充たす場合、原則として繰延ヘッジ会計を適用することができます。また外貨基準によると、当分の間、振当処理が認められています。振当処理とは、外貨建金銭債権・債務等を為替予約等により確定された換算レートで換算し、直々差額(「予約時の直物レート - 外貨建金銭債権・債務等に付されていたレート」×外貨簿価)は当期の損益に計上し、直先差額(「予約レート - 予約時の直物レート」×外貨簿価)を原則として期間配分する方法をいいます。なお、この振当処理が認められるのは、「当分の間」であることに注意が必要です。

(8) デリバティブ取引に係る開示

デリバティブ取引に係る開示については、株式公開会社等においては有価証券報告書において、連結財務諸表規則・同ガイドライン、財務諸表等規則・同ガイドラインで以下の 事項の記載が求められています。また、非公開会社でも「商法施行規則」（法務省 平成 14 年 2 月 15 日公表）などに基づいて P.26 の 事項の記載が求められています。

株式公開会社等におけるデリバティブ取引に係る開示

< 連結財務諸表 >

- 連結貸借対照表 -

項 目	表 示 方 法
デリバティブ取引によって生じる正味の債権、債務	原則として、流動資産（流動負債）の部または固定資産（固定負債）の部において「その他」に含めて計上する。但し、合計額が総資産額の 100 分の 5 を超えるものについては、当該デリバティブ取引により生じる正味の債権、債務等の内容を示す名称を付した科目をもって表示する。
繰延ヘッジ会計により発生した繰延勘定	同上 また、「 .金融商品会計基準におけるヘッジ会計の概要」2(2)、(3)をご参照下さい。

- 連結損益計算書 -

特に定めがなく、原則としてデリバティブ取引を営業関連で利用した場合は営業損益、営業外関連で利用した場合は営業外損益として計上されます。また、ヘッジ目的で利用した取引についての処理方法については「 .金融商品会計基準におけるヘッジ会計の概要」2(2)、(3)をご参照下さい。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

会計処理基準に関する事項

- ・ デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準および評価方法
- ・ 重要なヘッジ会計の方法

(注記事項)

デリバティブ取引関係

<p>(定性的情報) 取引の状況に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 取引の内容 ▪ 取引に対する取組方針 ▪ 取引の利用目的(ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等についての説明を含む) ▪ 取引に係るリスクの内容(市場リスク、信用リスクおよび特異な取引に係るリスク等) ▪ 取引に係るリスク管理体制(リスク管理方針、リスク管理規程およびリスク管理部署の状況等) ▪ 定量的情報の補足説明(デリバティブ取引に係るリスク減殺効果についての説明を含む)
<p>(定量的情報) 取引の時価等に関する事項 (ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)</p>	<p>取引の対象物の種類(通貨、金利、株式、債券及び商品等)ごとの貸借対照表日における</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 契約額または契約において定められた元本相当額 ▪ 時価 ▪ 評価損益 ▪ 当該時価の算定根拠

< 個別財務諸表 >

- 貸借対照表 -

項目	表示方法
<p>デリバティブ取引によって生じる正味の債権、債務</p>	<p>原則として、流動資産(流動負債)の部または固定資産(固定負債)の部において「その他」に含めて計上する。ただし、合計額が総資産額の100分の1を超えるものについては、当該デリバティブ取引により生じる正味の債務等の内容を示す名称を付した科目をもって表示する。</p>
<p>繰延ヘッジ会計により発生した繰延勘定</p>	<p>同上 また、「金融商品会計基準におけるヘッジ会計の概要」2(2)、(3)をご参照下さい。</p>

- 損益計算書 -

特に定めがなく、デリバティブ取引を営業関連で利用した場合は営業損益、営業外関連で利用した場合は営業外損益として計上されます。また、ヘッジ目的で利用した取引についての処理方法については「金融商品会計基準におけるヘッジ会計の概要」2(2)、(3)をご参照下さい。

(重要な会計方針)

- ・デリバティブ取引により生じる正味の債権(および債務)の評価基準及び評価方法
- ・ヘッジ会計の方法

(注記事項)

デリバティブ取引関係...連結財務諸表等に係る記載と同様です。

ただし、連結財務諸表等に記載する場合は、財務諸表等への記載を省略することができます。

なお、有価証券報告書中の連結財務諸表には具体的には以下のような記載がされています。

< 連結財務諸表 >

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

会計処理基準に関する事項...デリバティブ取引の評価基準および評価方法：時価法
...重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ対象...燃料、食糧・食品等の商品価格変動リスク

ヘッジ手段...商品先物取引、商品先物オプション取引および非上場の商品先物取引

ヘッジ方針

「市場リスク管理方針」のもと、主として市場リスク、すなわち事業活動に伴う商品の価格変動リスクを管理し、キャッシュ・フローを固定、または相場変動等による損益への影響を基本的に相殺しています。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計、または相場変動とヘッジ手段の

キャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎としてヘッジ有効性を評価しております。

(デリバティブ取引関係)

・取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、商品関連では商品先物取引、商品先物オプション取引および商品先渡取引です。

・取引に対する取組方針、利用目的

当社におけるデリバティブ取引に対する取組方針は、原則として商品の価格変動リスクを管理し、ヘッジするために利用することであり、具体的には、燃料、食糧・食品等の商品の価格変動リスクを国内外の商品取引所における商品先物取引および商品オプション取引、非上場の商品先渡取引を行うことにより管理しています。また、ヘッジを目的としたデリバティブ取引とともに、収益獲得を目的としたデリバティブ取引を限定的に行っております。

・取引に係るリスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、商品相場の変動リスクを有しております。このうち、ヘッジを目的としたデリバティブ取引の相場変動リスクはヘッジ対象物の相場変動リスクと相殺され、減殺されており、取引の時価等に関する事項に記載している評価損益の全てが財務諸表に影響を与えるものではありません。

・デリバティブ取引のリスク管理体制について

当社では、デリバティブ取引を執行する部等（フロントオフィス）が、社内規程に則り、事前に取引目的・取引枠・取引相手先・損失限度額等の市場リスクおよび信用リスクに関する申請を行い、マネジメントの承認を得た上で取引を実施することとしています。また、内部牽制上の観点から、取引を執行する部門と残高確認・取引照合・代金決済等を行う管理部門とを分離することにより、内部牽制が機能するようにしています。

・定量的情報への補足説明

ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

平成 14 年 3 月 31 日時点

(単位：千円)

	種類	契約額等	契約額等の うち一年超	時価	評価損益
市場 取引	商品先物取引				
	燃料				
	売建	×××	×××	×××	×××
	買建	×××	×××	×××	×××
	食糧・食品				
	売建	×××	×××	×××	×××
	買建	×××	×××	×××	×××
	商品オプション取引				
	食糧・食品				
	買建				
コール	×××	×××	×××	×××	
	(××)	(××)	(××)	(××)	
プット	×××	×××	×××	×××	
	(××)	(××)	(××)	(××)	
店頭 取引	商品先渡取引				
	燃料				
	売建	×××	×××	×××	×××
	買建	×××	×××	×××	×××
	食糧・食品				
	売建	×××	×××	×××	×××
買建	×××	×××	×××	×××	

注1) 商品先物取引、商品オプション取引の時価については、当該市場の最終価格に基づき算出しております。

注2) 商品先渡取引の時価については、取引対象物の時価、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算出しております。

注3) 契約額のうち、()内は内書きで、商品オプション取引のオプション料です。

非公開会社におけるデリバティブ取引に係る開示

(主として商法施行規則に基づく開示)

・貸借対照表、損益計算書

特に明文の定めはありませんが、デリバティブ取引により発生した資産、負債および損益に重要性があると判断された場合、独立表示することが必要になると考えられます。

(重要な会計方針)

特に明文の定めはありませんが、デリバティブ取引により生じる正味の債権（および債務）の評価基準および評価方法、重要なヘッジ会計の方法は重要な会計方針と思われ、記載が必要と考えられます。

(注記事項)

特に明文の定めはありません。

III. デリバティブ取引、ヘッジ会計に対する 税務上の取り扱い

1. デリバティブ取引一般に対する税務上の取扱い

平成 13 年 3 月期より、会計上、デリバティブ取引が時価評価されることとなったことに伴い、同事業年度より法人税法においても事業年度終了の日に未決済となっているデリバティブ取引が決済されたものとみなして、それによって算出される利益または損失を、益金または損金の額に算入するという取り扱いになりました。従って、基本的には会計上、時価評価したデリバティブ取引に対する申告調整の必要はありませんが、相対の買建オプションの取り扱いについて、イン・ザ・マネー（含み益の状態）で権利行使を行わなかった場合およびアウト・オブ・ザ・マネー（含み損の状態）で権利行使を行った場合、相手方への利益供与として取り扱うことになることに留意して下さい。

2. ヘッジ会計に対する税務上の取扱い

会計上、繰延ヘッジ会計が認められる場合、原則として税法上も同様の取扱いが認められており、繰り延べた金額は損金・益金として計上されませんが、商品先物取引に関連して、主に以下の事項に留意する必要があります。

(1) 有効性の判定について

有効性の判定方法も、基本的に会計上の取り扱いと同様です。ただし、繰延ヘッジ会計において、オプション取引の時間的価値部分および先物取引または先渡取引にかかる手数料相当と考えられるプレミアムまたはディスカウント部分を有効性判定の要素から除く取り扱いができるのは、その事項を繰延ヘッジ処理に関する帳簿書類にあらかじめ記載していることが条件となります。

また繰延ヘッジ会計において、判定結果が全体の 80% ~ 125% の範囲におさまり、ヘッジ取引が有効である場合に、非有効部分（例えば、有効性の判定の結果、115% だった場合、15% は非有効部分です。）のみを損益に計上することは会計上でも認められていますが、税務上で行う場合は、損金・益金に計上する旨を帳簿書類に記載する必要があります。

会計上、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一である場合等ヘッジに高い有効性があるとみなされる場合には、有効性判定を省略できますが、税務上は省略できません。従ってこのような場合でも有効性の判定を実施し、そのデータを保存する必要がありますと考えられます。

また、会計上は有効性に関する事前テストにおいて、回帰分析法等の統計的手法の利用も想定していますが、税務上では比率分析しか認められていません。

(2) ヘッジ会計の中止について

商品先物取引に関するヘッジの有効性の判定の結果、80% ~ 125% の範囲に収まらず、かつ、それが一時的な変動ではない場合、会計上はその時点でヘッジ会計の適用は認められず、ヘッジ会計の適用は中止され、それ以降は有効性の判定を実施しません。

しかし、税務上は、有効性が認められなかった期以降についても有効性の判定を実施し、有効になった場合、その時点から、非有効であった期の損益を除き、損益を繰り延べるのが可能です。ただし、法人税基本通達において会計上と同様に継続適用を要件として、一旦有効性が認められなくなった後は、有効性の判定を実施しないことができる、という規定も設けられているため、こちらの規定を準用すれば、会計上と差異はありません。

また、会計上はヘッジ会計を中止した場合、ヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積り当期の損失として処理しなければならないとされていますが、税務上そのような処理は認められていません。

IV. 会計・税務の取扱上の国内商品先物取引 利用のメリット

1. 現物取引において商品先物取引を用いたヘッジ取引を行う場合と、行わない場合の比較

(1) 会計上のメリット

現物取引をおこなう際、それに付随するリスクを先物取引を用いてヘッジする場合は、ヘッジしない場合と比較して、会計上、以下のようなメリットがあると考えられます。

(公正価値ヘッジ)

現に保有している資産（商品）は、価格変動リスクを有しています。仮に、商品に対して原価法を採用している会社が、現に保有している商品の現物及び先物市場価格が下落すると予想し、現時点で商品先物取引の売建を行ったとします。予想したとおり、両市場で価格が下落した場合、保有する資産は含み損を有することになりますが、商品先物の売建取引においては含み益を有し、実質的に価格変動リスクを回避したことになります。（現時点で決済するとしたら、高い価格で売却し、安い価格で買い戻すことになるからです。）繰延ヘッジ会計を適用した場合、貸借対照表上、現物取引の含み損と先物取引の含み益がヘッジ会計の中止・終了時点までともに繰り延べられるので、損益計算書上、価格変動リスクのヘッジ行動が表現され、財務諸表読者にリスク管理活動を適切に報告することができます。

(キャッシュ・フローヘッジ)

契約の成立していない予定取引は価格等が未確定であり、将来の価格変動によるキャッシュ・フロー変動リスクにさらされています。仮に、近い将来商品を購入しようとしているが、将来先物および現物市場価格が上昇すると予想し、現時点で商品先物市場で買建を行ったとします。予想どおり購入時の先物および現物市場価格が上昇したとしても、予め取り組んだ先物取引契約を行使して商品を購入することにより、実態的にキャッシュ・フロー変動リスクを回避しています。この結果、繰延ヘッジ会計を適用した場合、先物市場価格の変動額は現物商品の実際の受入時に購入代金に算入され、売上時に売上原価として費用化されるので、損益計算書上、商品売上に対し、

それに対して実行されたヘッジ取引に関する損益が適正に対応することとなり、財務諸表読者にリスク管理活動を適切に報告することができます。

(2) 税務上のメリット

税務上の処理と会計上の処理は上記に記載のとおり大きくは異なりません。税務上においても課税所得計算上、会社のリスク管理活動が反映されることとなります。

また、商品先物取引を用いたヘッジ取引に対してヘッジ会計を適用しないと、現物商品と先物商品のネットの損益に対して課税されずに、商品先物取引に関する評価差損益金のみが課税所得計算上算入され、経営者が意図したタイミングで社外流出が発生しないという事態が生じてしまう可能性もあります。税務上、ヘッジ会計の取扱いを用いることにより、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益金の計上時期とが一致し、そのような問題は生じません。

2. 先物取引と先渡取引との比較

(1) 会計上のメリット

先渡取引とは、2当事者が将来の一定の日に、特定の資産を現時点で約定した価格で受け渡すことを契約する取引です。先物取引と先渡取引の相違は（図表 14）のとおりです。

現物の受渡しを前提とした場合、先物取引の会計処理と先渡取引の会計処理とは基本的には異なりません。これは、金融商品会計基準が取引の種類によって会計処理を区分せず、デリバティブ取引について同一の会計処理を適用することになっているためです。ただし、先渡取引は（図表 14）のように相対取引を通じオーダーメイドの取引が実行されるため、取引所の価格がなく、期末時の時価の算定が困難であると考えられます。

時価の算定方法はあらかじめ文書化して継続適用し、評価の精度を高める場合のほか、みだりに変更することはできません。

(図表 14) 先物取引と先渡取引との比較

相違点	先物取引	先渡取引
取引場所	取引所取引	相対取引
取引条件	標準化、定型化	自由
決済期日前の決済	転売・買戻しが可能	困難
市場の流動性	高い	低い
信用リスク	低い	高い (委託証拠金を取らないため、および相対取引であるため)
決済方法	現物決済または差金決済	現物決済(ただし、差金決済する取引もある。)
取引に必要な資金	現物取引と比較し数%の資金(差金決済ができるため)	現物(元本100%分)の資金

(2) 税務上のメリット

税務上も会計上の取扱いと同様、先物取引と先渡取引とで異なる点は特にありません。

3. 円建ての国内商品先物取引を利用したヘッジ取引と、外貨建先物取引と為替予約を併用したヘッジ取引の比較

(1) 会計上のメリット

現物で保有している円建ての商品の価格変動リスクをヘッジするために、売建の外貨建先物取引と為替予約取引等を併用する方法があります。つまり、円建ての商品の円ベースでの値動きと外貨建先物取引の外貨ベースでの商品の値動きを一致させるため、為替予約等をこの外貨建先物取引と併用しようとするものです。

ただし、現物の売却先が将来見つかりに実際に売却した場合、ヘッジ目的で実行していた外貨建先物取引および為替予約取引等は同日に手仕舞う必要があると考えられますが、為替予約を解約する場合には中途解約コストを支払う必要があると考えられ、

ヘッジ会計を適用しようとする場合、事前の評価においてヘッジ関係の有効性が保たれるか否かを慎重に検討する必要があります。

また、通貨先物取引を用いて為替リスクを削減する場合、通貨先物取引の流動性が十分に高くない可能性もあり、手仕舞いが適時に行いうるかを十分に検討する必要がありますと考えられます。

(2) 税務上のメリット

会計上と同様と考えられます。

V. 金融先物取引と商品先物取引の ヘッジ会計の比較

先物取引とは、当事者が一定の時期（限月）において、一定の商品およびその対価の授受を約する売買契約です。先物取引は、商品先物取引と金融先物取引に分けることができ、さらに金融先物取引は、金利先物取引、通貨先物取引、債券先物取引、株価指数先物取引に分けられます。各取引の定義と主な対象商品および取引所は以下のとおりです。

商品先物取引：将来の一定時期に一定価格で商品を売買することを約束する取引

金利先物取引：将来の一定時期に一定価格で特定の金融商品（預金、CD等）の金利を売買することを約束する取引

通貨先物取引：将来の一定時期に一定価格で通貨の売買をすることを約束する取引

債券先物取引：将来の一定時期に一定価格で特定の債券(架空の債券)を売買することを約束する取引

株価指数先物取引：将来の一定時期に一定価格で特定の株価指数（計算上の抽象的な指数）を売買することを約束する取引

（図表 15） 先物取引の種類

先物取引の種類	対象商品	取引所
商品先物取引	大豆、とうもろこしほか	東京穀物商品取引所ほか
金利先物取引	日本円短期金利先物ほか	東京金融先物取引所ほか
通貨先物取引	米ドル・日本円ほか	同上
債券先物取引	長期国債 10 年物、長期国債 20 年物ほか	東京証券取引所ほか
株価指数先物取引	TOPIX、日経 225、日経 300 ほか	東京証券取引所・大阪証券取引所ほか

金融先物取引に対するヘッジ会計と商品先物取引に対するヘッジ会計は、その会計処理および有効性評価方法について基本的にいずれも異なりませんが、以下、対象商品種別に商品先物取引との主な相違を記述します。

1. 金利先物取引との相違

商品先物取引、金利先物取引ともに金融商品会計基準で定められるデリバティブ取引に該当し、同基準で定められる取扱いに従って処理されます。金利先物取引は対象商品が金利であるため、現物の受渡しができず、反対売買による決済のみが決済方法です。従って、金利先物取引には現物の受渡しに関する会計処理がありません。

金利先物取引を用いて、その他有価証券に区分されている債券の金利変動リスクをヘッジする場合、ヘッジ対象である債券は時価評価され、債券の簿価と時価の差額(繰延税金資産・負債控除後)であるその他有価証券評価差額は資本勘定に計上されているので、当該評価差額を損益に計上することでヘッジ対象とヘッジ手段の損益の計上時期を一致させる会計処理、すなわち時価ヘッジ会計を適用することができます。また、満期まで保有することを目的とする債券については、満期において決められた金額(額面)で償還されることが予定されています。従って、満期保有目的の債券に対して金利変動による価格変動リスクをヘッジする取引はヘッジ会計になじまないと考えられます。そのため、金利先物取引を用いて満期保有目的の債券の金利変動リスクをヘッジ対象とすることは原則としてできません。

なお、平成13年および14年3月期においては、銀行業等特定業種に対する特有の取扱いとして、金利関連デリバティブ取引(金利先物取引を含む)を用いたリスク調整アプローチに基づくリスク管理が行われ、かつ繰延ヘッジ会計を適用している場合は、監査上、妥当なものと認められていました。平成15年3月期以降においては、新たに取扱いが公表され、1年間の経過措置適用後の包括ヘッジの要件等について、特例処理が認められています。

2. 通貨先物取引との相違

通貨先物取引は、外貨基準に基づいて処理されます。外貨基準では、外貨建のデリバティブ取引(通貨先物取引を含む)の時価評価において、外国通貨による時価を決算時の為替相場により円換算することが求められています。外貨建デリバティブ取引に対しヘッジ会計を適用する場合、金融商品会計基準に定められているヘッジ会計の方法によるほか、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円価額により期間配分する方法(振当処理)によることが認められています。

振当処理の適用に当たっては、いわゆる直々差額（「予約時の直物為替レート - 外貨建金銭債権・債務に付されていたレート」×外貨簿価）を予約日の属する期の損益として処理し、直先差額（「予約レート - 予約時の直物レート」×外貨簿価）については日数または月数による期間を基準として各期に配分します。

3. 債券先物取引との相違

商品先物取引、債券先物取引ともに金融商品会計基準で定められるデリバティブ取引に該当し、同基準で定められる取扱いに従って処理されます。債券先物取引は対象商品が架空の債券であるため、現物の受渡しができず、反対売買による決済のみが決済方法です。従って、債券先物取引には現物の受渡しに関する会計処理がありません。債券先物取引は金利先物取引と同様、金利リスクをヘッジする目的で利用されるので、ヘッジ会計に関する取扱いは「1.金利先物取引との相違」をご参照下さい。

4. 株価指数先物取引との相違

株価指数先物取引は、商品先物取引と同様に、金融商品会計基準で定められるデリバティブ取引に該当し、ともに同基準で定められる取扱いに従って処理されます。

ただし、複数銘柄による株式ポートフォリオの時価変動を株価指数先物取引でヘッジしようとする場合、個々の銘柄の株価が株価指数先物価格と同様に反応するとはいえず、このため株式ポートフォリオは一般的に包括ヘッジの対象とはなりません。

平成 13 年 3 月期、平成 14 年 3 月期において、銀行業等株式を大量に保有する金融機関が、株価指数先物取引を利用し株式の価格変動リスクをヘッジする場合、一定の条件を満たす場合、包括ヘッジの対象となりうる特別の取扱いが定められていましたが、銀行業における同取扱いは廃止されています。

VI. 会計処理の具体例

本事例は、商品先物取引、商品先物オプション取引、為替予約取引等を用いた場合の会計処理例を示すものです。なお、仕訳は千円単位で記載しており、千円未満の端数は四捨五入しています。

本事例中、会計処理に当たっては以下の仮定を置いています。

- ヘッジ目的の取引については、ヘッジ関係はヘッジ期間を通じて有効であるという仮定のもと、ヘッジ会計を適用しています。
- 差入保証金については、期中は現金主義により処理すると仮定しています。
- 取引にあたっては、証拠金を現金ではなく、各種有価証券で代用することも可能です。その際の充用率は有価証券の種類によって異なりますが、ここでは代用有価証券を年率7%未満の長期国債によるものとしており、充用価格は額面の80%と仮定しています。また、原則として、帳簿価額＝額面としています。
なお次項以降の表中では、左列に現金で証拠金を差し入れた場合を記し、代用有価証券を差し入れた際に特に処理が異なる場合は、これを右列に記してあります。
- 2002年3月30日・31日は土、日曜日であり、期末日処理は3月29日付けで行っています。
- 法人税、消費税等の税金については原則として無視しています。ただし、その他有価証券に係る評価差額算出に際しては税効果会計を考慮して算定しています。
- 商品取引については、仕入、売上、売上原価勘定を利用した処理をしています。
- 委託手数料については一般委託者に対する設定額により計算していますが、平成13年2月より商品市場における上場商品の売買等を業として営んでいる法人委託者については、手数料が自由化されています。この場合、定款および売買実績等を証する書面を受託会員に差し入れる必要があります。

具体的な会計処理については、次項以降をご覧ください。

以 上

- ケース 1 投機目的の取引 -

1 - 1 同一会計期内・益金発生の場合

とうもろこし取引要綱（2002年7月26日現在）

委託本証拠金：80,000円
 手数料：新規3,500円、仕切り（同月内）3,100円
 取引単位：100トン
 呼値：1トン
 倍率：100倍

- 現金で証拠金を差し入れ -

- 代用有価証券で差し入れ -

ア 2001年10月1日にA社は東穀とうもろこし市場において、2002年9月限を12,830円で10枚買い建て、受託会員に委託本証拠金800,000円を預託した。

帳簿価額1,000,000円、充用価格800,000円相当の代用有価証券を預託した。

とうもろこし委託本証拠金：80,000円/枚

委託本証拠金合計：80,000円/枚×10枚=800,000円

イ 10月15日に同限月の帳入値段が12,380円となり追加証拠金が必要となったため、翌日10月16日に追加証拠金として400,000円を受託会員に預託した。

帳簿価額500,000円、充用価格400,000円相当の代用有価証券を預託した。

追加証拠金：80,000円/枚×50%=40,000円/枚

追加証拠金合計：40,000円/枚×10枚=400,000円

ウ その後相場が好転し、10月26日に13,000円にて建玉10枚を全て転売して手仕舞いした。この取引でのA社の売買差損益金は+170,000円になった。

売買差損益金：(13,000円 - 12,830円) × 100倍 × 10枚 = 170,000円

エ 10月30日にA社は、売買差損益金から手数料を引いた差引損益金104,000円と預託証拠金1,200,000円の合計1,304,000円を受託会員より受け取った。

帳簿価額1,500,000円、充用価格1,200,000円相当の代用有価証券を受け取った。

手数料合計 : (3,500円+3,100円) × 10枚 = 66,000円

差引損益金 : 売買差損益金 - 手数料 = 170,000円 - 66,000円 = 104,000円

預託証拠金合計 : 800,000円+400,000円 = 1,200,000円

代用有価証券合計 : 1,000,000円+500,000円 = 1,500,000円

(A 社会計処理)

(単位：千円)

日付	事象	会計処理	
		現金	代用有価証券
10月1日	先物取引買建	仕訳なし	
	証拠金差入	(借方) 差入保証金 800 (貸方) 現金預金 800	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 1,000 (貸方) 投資有価証券(手許) 1,000
10月16日	証拠金差入	(借方) 差入保証金 400 (貸方) 現金預金 400	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 500 (貸方) 投資有価証券(手許) 500
10月26日	建玉の転売	(借方) 未収金 104 支払手数料 66 (貸方) 商品先物決済損益 170	
10月30日	証拠金、未収金の精算	(借方) 現金預金 1,304 (貸方) 差入保証金 1,200 未収金 104	
	未収金の精算		(借方) 現金預金 104 (貸方) 未収金 104
	代用有価証券の返還		(借方) 投資有価証券(手許) 1,500 (貸方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 1,500

(注) 10月1日、16日において投資有価証券(手許)から投資有価証券(自己取引証拠金)に振り替え、10月30日において当該処理を振り戻す処理がされていますが、これは勘定科目を変更せず、所在区分のみを変更することを意図したものです。したがって、会計上は処理をせず、補助簿における所在区分のみを変更する方法も妥当なものとして認められます。以下の設例における処理も同様のものを意図しております。

1 - 2 同一会計期内・損金発生の場合

- 現金で証拠金を差し入れ -

- 代用有価証券で差し入れ -

ア 2001年10月1日にB社は東穀とうもろこし市場において、2002年9月限を12,830円で10枚買い建て、受託会員に委託本証拠金800,000円を預託した。

帳簿価額1,000,000円、充用価格800,000円相当の代用有価証券を預託した。

とうもろこし委託本証拠金 : 80,000円/枚

委託本証拠金合計 : 80,000円/枚 × 10枚 = 800,000円

イ 10月15日に同限月の帳入値段が12,380円となり追加証拠金が必要となったため、翌日10月16日に追加証拠金として400,000円を受託会員に預託した。

帳簿価額500,000円、充用価格400,000円相当の代用有価証券を預託した。

追加証拠金 : 80,000円/枚 × 50% = 40,000円/枚

追加証拠金合計 : 40,000円/枚 × 10枚 = 400,000円

ウ 今後相場の好転は見込めないと判断し、10月17日に12,260円にて建玉10枚を全て転売して手仕舞いした。この取引でのB社の売買差損益金は-570,000円になった。

売買差損益金 : (12,260円 - 12,830円) × 100倍 × 10枚 = -570,000円

エ 10月30日にB社は、売買差損益金と手数料の合計である-636,000円と預託証拠金1,200,000円の差額564,000円を受託会員より受け取った。

売買差損益金と手数料の合計である-636,000円を支払い、預託していた帳簿価額1,500,000円、充用価格1,200,000円相当の代用有価証券の返戻を受けた。

手数料合計 : (3,500円 + 3,100円) × 10枚 = 66,000円

差引損益金 : 売買差損益金 - 手数料 = -570,000円 - 66,000円 = -636,000円

預託証拠金合計 : 800,000円 + 400,000円 = 1,200,000円

代用有価証券合計 : 1,000,000円 + 500,000円 = 1,500,000円

(B 社会計処理)

(単位：千円)

日付	事象	会計処理	
		現金	代用有価証券
10月1日	先物取引買建	仕訳なし	
	証拠金差入	(借方) 差入保証金 800 (貸方) 現金預金 800	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 1,000 (貸方) 投資有価証券(手許) 1,000
10月16日	証拠金差入	(借方) 差入保証金 400 (貸方) 現金預金 400	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 500 (貸方) 投資有価証券(手許) 500
10月17日	建玉の転売	(借方) 支払手数料 66 商品先物決済損益 570 (貸方) 未払金 636	
10月30日	証拠金、未払金の精算	(借方) 現金預金 564 未払金 636 (貸方) 差入保証金 1,200	
	未収金の精算		(借方) 未払金 636 (貸方) 現金預金 636
	代用有価証券の返還		(借方) 投資有価証券(手許) 1,500 (貸方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 1,500

(注) 未払金の精算にあたっては、新たに現金を支払うことなく代用有価証券を全部または一部売却し、その代金をもって充てることも可能です。その場合は、精算後の残金と売却しなかった代用有価証券が返還されることになり、会計処理上も当該事実を反映したものとなります。

1 - 3 複数会計期にまたがる取引

アラビカコーヒー取引要綱（2002年7月26日現在）

委託本証拠金：60,000円

手数料：新規3,000円、仕切り（同月内）2,000円

注：新甫発会限月に限り、翌月の仕切りは同月内扱いとなります。

取引単位：3,450kg

呼値：69kg

倍率：50倍

- 現金で証拠金を差し入れ -

ア 2002年3月25日にC社は東穀アラビカコーヒー市場において、2003年3月限を12,160円で100枚買い建て、受託会員に委託本証拠金6,000,000円を預託した。

- 代用有価証券で差し入れ -

帳簿価額7,500,000円、充用価格6,000,000円相当の代用有価証券を預託した。

アラビカコーヒー委託本証拠金：60,000円/枚

委託本証拠金合計：60,000円/枚 × 100枚 = 6,000,000円

イ 3月29日に期末決算処理を行い、時価会計処理に基づき東穀市場において保有する100枚の買玉を、同日の帳入値段である12,980円にて評価替えを行い、評価益4,100,000円を計上した。

期末時点の代用有価証券の評価額は8,000,000円であった。

その他有価証券評価差額：300,000円
(8,000,000円 - 7,500,000円) × (1 - 0.4)

繰延税金負債：200,000円

(8,000,000円 - 7,500,000円) × 0.4

注：実効税率を40%と仮定した。

評価益：(12,980円 - 12,160円) × 50倍 × 100枚 = 4,100,000円

ウ 4月10日に12,750円にて建玉のうち半分の50枚を転売して手仕舞いした。この50枚の建玉についてのC社の売買差損益金は+1,475,000円になった。

売買差損益金：(12,750円 - 12,160円) × 50倍 × 50枚 = 1,475,000円

エ 4月12日に、C社は売買差損益金から手数料を引いた差引損益金1,225,000円と預託証拠金3,000,000円の合計4,225,000円を受託会員より受け取った。

帳簿価額 3,750,000円、充用価格 3,000,000円相当の代用有価証券の返戻を受けた。

手数料合計 : (3,000円+2,000円) × 50枚 = 250,000円

差引損益金 : 売買差損益金 - 手数料 = 1,475,000円 - 250,000円 = 1,225,000円

預託証拠金合計 : 60,000円/枚 × 50枚 = 3,000,000円

代用有価証券合計 : 3,750,000円
7,500,000円 × 50枚/100枚

オ さらにC社は、4月22日に12,820円にて残りの50枚を転売して手仕舞いした。
この50枚の建玉についての売買差損益金は+1,650,000円になった。

売買差損益金 : (12,820円 - 12,160円) × 50倍 × 50枚 = 1,650,000円

カ 4月24日に、C社は売買差損益金から手数料を引いた差引損益金1,400,000円と預託証拠金3,000,000円の合計4,400,000円を受託会員より受け取った。

残りの代用有価証券、帳簿価額 3,750,000円、充用価格 3,000,000円相当額の返戻を受けた。

手数料合計 : (3,000円+2,000円) × 50枚 = 250,000円

差引損益金 : 売買差損益金 - 手数料 = 1,650,000円 - 250,000円 = 1,400,000円

預託証拠金合計 : 60,000円/枚 × 50枚 = 3,000,000円

代用有価証券合計 : 3,750,000円
7,500,000円 × 50枚/100枚

(C 社会会計処理)

(単位：千円)

日付	事象	会計処理	
		現金	代用有価証券
3月25日	先物取引買建	仕訳なし	
	証拠金差入	(借方) 差入保証金 6,000 (貸方) 現金預金 6,000	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 7,500 (貸方) 投資有価証券(手許) 7,500
3月29日	期末日処理	(借方) デリバティブ債権 4,100 (貸方) 商品先物評価損益 4,100	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 500 (貸方) その他有価証券評価差額金 300 繰延税金負債 200
			(注1) その他有価証券は期末において時価評価される。その他有価証券評価差額金は貸借対照表上、資本の部に計上される。 (注2) 上記の他、担保資産の注記が必要となる。
4月1日	期初戻入	(借方) 商品先物評価損益 4,100 (貸方) デリバティブ債権 4,100	(借方) その他有価証券評価差額金 300 繰延税金負債 200 (貸方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 500
4月10日	建玉の転売	(借方) 未収金 1,225 支払手数料 250 (貸方) 商品先物決済損益 1,475	
4月12日	未収金、証拠金の精算	(借方) 現金預金 4,225 (貸方) 未収金 1,225 差入保証金 3,000	
	未収金の精算		(借方) 現金預金 1,225 (貸方) 未収金 1,225
	代用有価証券の返還		(借方) 投資有価証券(手許) 3,750 (貸方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 3,750
4月22日	建玉の転売	(借方) 未収金 1,400 支払手数料 250 (貸方) 商品先物決済損益 1,650	
4月24日	未収金、証拠金の精算	(借方) 現金預金 4,400 (貸方) 未収金 1,400 差入保証金 3,000	
	未収金の精算		(借方) 現金預金 1,400 (貸方) 未収金 1,400
	代用有価証券の返還		(借方) 投資有価証券(手許) 3,750 (貸方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 3,750

(注) 投機目的の取引においては、期末・期初日に時価評価及び戻入を行った商品先物評価損益は、各々の期における益金・損金として処理します。上記の場合、3月29日に時価処理した評価益410万円は、期末日の属する期の益金として課税対象になり得ますが、翌4月1日に戻入処理した410万円は、期初日の属する期の損金として計上します。

- ケース2 ヘッジ目的の取引 -

2 - 1 同一会計期内・受渡しを伴わない場合

- 現金で証拠金を差し入れ -

- 代用有価証券で差し入れ -

ア D社は、米国からとうもろこしを輸入し国内で販売している。

2002年4月1日に45,000トンのとうもろこしを13,500円(トンあたり・円換算)で購入し、6月中旬に日本到着予定である。しかし、45,000トンのうち、5,000トンの部分についてはまだ買い手が決まっていない。

なお、仕入取引の認識については現地の通関基準に基づき計上している。

とうもろこしの購入総代金 : 13,500円/トン × 45,000トン = 607,500,000円
うち5,000トン部分 : 13,500円/トン × 5,000トン = 67,500,000円

イ そこで、D社は買い手が見つかるまでの価格変動リスクをヘッジするために2002年4月1日に東穀とうもろこし市場において、2002年7月限を13,860円にて50枚売り建て、受託会員に委託本証拠金4,000,000円を預託した。

帳簿価額5,000,000円、充用価格4,000,000円相当の代用有価証券を預託した。

とうもろこし委託本証拠金 : 80,000円/枚
委託本証拠金合計 : 80,000円/枚 × 50枚 = 4,000,000円

ウ 4月10日に在庫の買い手が見つかったが、売値は値引きを余儀なくされ、このとうもろこしを13,200円(トンあたり)で売却し、東穀市場でヘッジしていた50枚の売玉についても、13,590円で買戻して手仕舞いした。この時点でD社の現物取引における売買差損益金は-1,500,000円で、先物市場における売買差損益金は+1,350,000円になった。

売買差損益金(現物) : (13,200円 - 13,500円) × 5,000トン = -1,500,000円
売上高 : 13,200円/トン × 5,000トン = 66,000,000円
= 売上原価67,500,000円 - 商品売買損益1,500,000円
売買差損益金(先物) : (13,860円 - 13,590円) × 100倍 × 50枚 = 1,350,000円

エ 4月12日にD社は、先物取引の売買差損益金から手数料を引いた差引損益金1,020,000円と預託証拠金4,000,000円の合計5,020,000円を受託会員より受け取った。

預託証拠金として差入れていた帳簿価額5,000,000円、充用価格4,000,000円相当の代用有価証券の返戻を受けた。

手数料合計：(3,500円+3,100円)×50枚=330,000円

差引損益金：売買差損益金-手数料=1,350,000円-330,000円=1,020,000円

オ 結果として、D社は、先物市場で売りヘッジすることによって、現物取引による損失を1,500,000円から480,000円に減少させることができた。

(D 社会計処理)

(単位：千円)

日付	事象	会計処理	
		現金	代用有価証券
4月1日	とうもろこし購入	(借方) 仕入 607,500 (貸方) 現金預金 607,500	
	先物取引売建	仕訳なし	
	証拠金差入	(借方) 差入保証金 4,000 (貸方) 現金預金 4,000	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 5,000 (貸方) 投資有価証券(手許) 5,000
4月10日	とうもろこし売却	(借方) 現金預金 66,000 (貸方) 売上高 66,000 (借方) 売上原価 67,500 (貸方) 仕入 67,500	
	建玉の買戻し	(借方) 未収金 1,020 支払手数料 330 (貸方) 売上原価 1,350 (注) 商品先物決済損益はヘッジ対象と同一の区分で処理される。	
4月12日	証拠金、未払金の精算	(借方) 現金預金 5,020 (貸方) 未収金 1,020 差入保証金 4,000	
	未収金の精算		(借方) 現金預金 1,020 (貸方) 未収金 1,020
	代用有価証券の返還		(借方) 投資有価証券(手許) 5,000 (貸方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 5,000

(注)4月10日の建玉の買戻しの際の会計処理は商品先物決済損益を売上原価に含めて会計上、認識したものです。当該処理は、以下の2つの会計処理に分解できます。

(借方) 未収金 1,020
支払手数料 330
(貸方) 商品先物決済損益 1,350
(借方) 商品先物決済損益 1,350
(貸方) 売上原価 1,350

以下の設例においても同様の処理がありますが、上記と同様に理解することができます。

2 - 2 同一会計期内・受渡しを伴う場合

I O M一般大豆取引要綱 (2002年7月26日現在)

委託本証拠金 : 70,000 円
手数料 : 新規 3,500 円、受渡し (2ヶ月目) 3,300 円
取引単位 : 30 トン
呼値 : 1 トン
倍率 : 30 倍

- 現金で証拠金を差し入れ -

- 代用有価証券で差し入れ -

ア E社は、米国から大豆を輸入し国内で販売している。現在、2001年12月6日に26,000円(トンあたり・円換算)で購入した大豆を300トン在庫として保有している。なお、仕入取引の認識については現地の通関基準に基づき計上している。

在庫300トンの大豆の購入総代金 : 26,000円/トン × 300トン = 7,800,000円

イ そこで、E社は買い手が見つかるまでの価格変動リスクをヘッジするために2002年1月16日に東穀I O M一般大豆市場において、2002年2月限を27,510円にて10枚売り建て、受託会員に委託本証拠金と臨時増証拠金の合計900,000円を預託した。

帳簿価額1,125,000円、充用価格900,000円相当の代用有価証券を預託した。

I O M一般大豆委託本証拠金 : 70,000円/枚

I O M一般大豆臨時増証拠金 : 20,000円/枚 ……1月分

証拠金合計 : (70,000円/枚 + 20,000円/枚) × 10枚 = 900,000円

代用有価証券(委託本証拠金相当):

70,000円/80% × 10枚 = 875,000円

代用有価証券(臨時増証拠金相当):

20,000円/80% × 10枚 = 250,000円

代用有価証券合計:

875,000円 + 250,000円 = 1,125,000円

ウ 2月に入っても買い手が見つからないため、E社は引き続き売建玉を保有し、2月2日に臨時増証拠金の追加として200,000円を預託し、さらに18日(月曜日)に定時増証拠金として200,000円を預託し、証拠金の合計は1,300,000円になった。

臨時増証拠金の追加として帳簿価額250,000円、充用価格200,000円相当の代用有価証券を預託し、さらに18日(月曜日)に帳簿価額250,000円、充用価格200,000円相当の代用有価証券を定時増証拠金として預託した。

IOM一般大豆臨時増証拠金：20,000円/枚・・・2月1日残玉より
IOM一般大豆定時増証拠金：20,000円/枚・・・2月15日残玉より

証拠金合計：(90,000円/枚+20,000円/枚+20,000円/枚)×10枚
=1,300,000円

代用有価証券(臨時増証拠金相当)：
20,000円/80%×10枚=250,000円
代用有価証券(定時増証拠金相当)：
20,000円/80%×10枚=250,000円
代用有価証券合計：
1,125,000円+250,000円+250,000円=
1,625,000円

エ その後も買い手が見つからないため、E社は売り建てていたIOM一般大豆について先物市場で受渡しにより決済することとした。そこで、納会日(25日)朝10時に保有する在庫分の倉荷証券を受託会員に預託した。

オ 2月25日にIOM一般大豆の同限月は納会を迎え、27,670円にて納会した。この時点で、E社の値洗差損益金は-48,000円になる。

売買差損益金(現物)：(27,670円-26,000円)×300トン=501,000円
売上高：27,670円/枚×30倍×10枚=8,301,000円
=売上原価7,800,000円+商品売買損益501,000円
売買差損益金(先物)：(27,510円-27,670円)×30倍×10枚=-48,000円

カ 2月27日にE社は、受渡代金から手数料と売買差損益金-48,000円を差引いた差引受払金8,185,000円と預託証拠金1,300,000円を受託会員より受け取った。

帳簿価額1,625,000円、充用価格1,300,000円相当の代用有価証券の返戻を受けた。

受渡代金：27,670円/枚×30倍×10枚=8,301,000円
手数料合計：(3,500円/枚+3,300円/枚)×10枚=68,000円
差引受払金：受渡代金-手数料-売買差損益金
=8,301,000円-68,000円-48,000円=8,185,000円

キ 結果としてE社は、先物市場で売りヘッジをした後、現物を受渡しすることによって、385,000円の利益を得ることができた。

(E社会計処理)

(単位：千円)

日付	事象	会計処理	
		現金	代用有価証券
12月6日	大豆購入	(借方) 仕入 7,800 (貸方) 現金預金 7,800	
1月16日	先物取引売建	仕訳なし	
	証拠金の差入	(借方) 差入保証金 900 (貸方) 現金預金 900	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 1,125 (貸方) 投資有価証券(手許) 1,125
2月2日	証拠金の差入	(借方) 差入保証金 200 (貸方) 現金預金 200	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 250 (貸方) 投資有価証券(手許) 250
2月18日	証拠金の差入	(借方) 差入保証金 200 (貸方) 現金預金 200	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 250 (貸方) 投資有価証券(手許) 250
2月25日	倉荷証券の預託	仕訳なし	
	建玉の受渡しによる決済	(借方) 未収金 8,301 (貸方) 売上高 8,301 (借方) 売上原価 7,800 (貸方) 仕入 7,800 (借方) 支払手数料 68 売上原価 48 (貸方) 未収金 116 (注) 商品先物決済損益はヘッジ対象と同一の区分で処理される。	
2月27日	受渡代金、未収金、証拠金の精算	(借方) 現金預金 9,485 (貸方) 差入保証金 1,300 未収金 8,185	
	受渡代金、未収金の精算		(借方) 現金預金 8,185 (貸方) 未収金 8,185
	代用有価証券の返還		(借方) 投資有価証券(手許) 1,625 (貸方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 1,625

2 - 3 複数会計期にまたがり、受渡しを伴わない場合

粗糖取引要綱（2002年7月26日現在）

委託本証拠金：70,000円
手数料：新規3,500円、仕切り3,500円
取引単位：50トン
呼値：1トン
倍率：50倍

- 現金で証拠金を差し入れ -

- 代用有価証券で差し入れ -

ア F社は、タイから粗糖を輸入し国内で販売している。2002年3月15日に19,000円（トンあたり・円換算）で500トンの粗糖を購入し、2002年4月初旬に日本到着予定である。取引上の都合から、買い手および数量については確かな見込みがあるものの、正式な売却日と売却価格は未定のまま輸入することとなった。
なお、仕入取引の認識については現地の通関基準に基づき計上している。

粗糖の購入総代金：19,000円/トン×500トン=9,500,000円

イ そこで、F社は買い手との間で正式な売買契約を締結するまでの間の価格変動リスクをヘッジするために2002年3月15日に東穀粗糖市場において、2002年7月限を21,020円にて10枚売り建て、受託会員に委託本証拠金700,000円を預託した。

帳簿価額875,000円、充用価格700,000円
相当の代用有価証券を預託した。

粗糖委託本証拠金：70,000円/枚
委託本証拠金合計：70,000円/枚×10枚=700,000円

ウ 買い手との正式な契約を締結することなく3月29日に期末を迎えた。この時の東穀粗糖市場での2002年7月限の帳入値段は20,480円であった。

期末時点の代用有価証券の評価額は900,000円であった。

その他有価証券評価差額：

$$\frac{(900,000 \text{ 円} - 875,000 \text{ 円}) \times (1-0.4)}{15,000 \text{ 円}}$$

繰延税金負債：

$$\frac{(900,000 \text{ 円} - 875,000 \text{ 円}) \times 0.4}{10,000 \text{ 円}}$$

$$\text{繰延ヘッジ利益} : (21,020 \text{ 円/トン} - 20,480 \text{ 円/トン}) \times 50 \text{ 倍} \times 10 \text{ 枚} = 270,000 \text{ 円}$$

エ 4月2日に買い手と正式な売買契約を締結し、粗糖を18,700円(トンあたり)で売却し、東穀市場でヘッジしていた10枚の売建玉についても、20,650円で買戻して手仕舞いした。この時点でF社の現物取引における売買差損益金は-150,000円で、先物市場における売買差損益金は+185,000円になった。

$$\text{売買差損益金(現物)} : (18,700 \text{ 円} - 19,000 \text{ 円}) \times 500 \text{ トン} = -150,000 \text{ 円}$$

$$\text{売上高} : 18,700 \text{ 円} \times 500 \text{ トン} = 9,350,000 \text{ 円}$$

$$= \text{売上原価} 9,500,000 \text{ 円} - \text{商品売買損益} 150,000 \text{ 円}$$

$$\text{売買差損益金(先物)} : (21,020 \text{ 円} - 20,650 \text{ 円}) \times 50 \text{ 倍} \times 10 \text{ 枚} = 185,000 \text{ 円}$$

オ 4月12日にF社は、先物取引の売買差損益金から手数料を引いた差引損益金115,000円と預託証拠金700,000円の合計815,000円を受託会員より受け取った。

帳簿価額875,000円、充用価格700,000円相当の代用有価証券の返戻を受けた。

$$\text{手数料合計} : (3,500 \text{ 円} + 3,500 \text{ 円}) \times 10 \text{ 枚} = 70,000 \text{ 円}$$

$$\text{差引損益金} : \text{売買差損益金} - \text{手数料} = 185,000 \text{ 円} - 70,000 \text{ 円} = 115,000 \text{ 円}$$

カ 結果として、F社は、先物市場で売りヘッジすることによって、現物取引による損失150,000円を35,000円にとどめることができた。

(F 社会計処理)

(単位 : 千円)

日付	事象	会計処理	
		現金	代用有価証券
3月15日	粗糖購入	(借方) 仕入 9,500 (貸方) 現金預金 9,500	
	先物取引売建	仕訳なし	
	証拠金差入	(借方) 差入保証金 700 (貸方) 現金預金 700	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 875 (貸方) 投資有価証券(手許) 875
3月29日	期末日処理	(借方) デリバティブ債権 270 (貸方) 繰延ヘッジ利益 270	
			(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 25 (貸方) その他有価証券評価差額金 15 繰延税金負債 10 (注1) その他有価証券は期末において時価評価される。その他有価証券評価差額金は貸借対照表上、資本の部に計上される。 (注2) 上記の他、担保資産の注記が必要となる。
4月1日	期初戻入	(借方) 繰延ヘッジ利益 270 (貸方) デリバティブ債権 270	
			(借方) その他有価証券評価差額金 15 繰延税金負債 10 (貸方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 25
4月2日	粗糖売却	(借方) 現金預金 9,350 (貸方) 売上高 9,350 (借方) 売上原価 9,500 (貸方) 仕入 9,500	
	建玉の買戻し	(借方) 未収金 115 支払手数料 70 (貸方) 売上原価 185 (注) 商品先物決済損益はヘッジ対象と同一の区分で処理される。	
4月12日	未収金、証拠金の精算	(借方) 現金預金 815 (貸方) 未収金 115 差入保証金 700	
	未収金の精算		(借方) 現金預金 115 (貸方) 未収金 115
	代用有価証券の返還		(借方) 投資有価証券(手許) 875 (貸方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 875

2 - 4 複数会計期にまたがり、受渡しを伴う場合

大豆ミール取引要綱（2002年7月26日現在）

委託本証拠金：80,000円
 手数料：新規3,500円、仕切り（3ヶ月目）3,500円
 取引単位：50トン
 呼値：1トン
 倍率：50倍

- 現金で証拠金を差し入れ -

- 代用有価証券で差し入れ -

ア G社は、大豆ミールを国内で販売している。2002年3月25日に28,500円(トンあたり)で大豆ミールを購入したが、そのうち500トンについては買い手が見つからずに在庫となっている。G社は商品を取引所の指定する倉庫に保管しており、倉荷証券を保有している。

大豆ミールの購入総代金：28,500円/トン × 500トン = 14,250,000円

イ そこで、G社は買い手が見つかるまでの間の価格変動リスクをヘッジするために2002年3月25日に東穀大豆ミール市場において、2002年5月限を28,320円にて10枚売り建て、受託会員に委託本証拠金800,000円を預託した。

帳簿価額1,000,000円、充用価格800,000円相当の代用有価証券を預託した。

大豆ミール委託本証拠金：80,000円/枚

委託本証拠金合計：80,000円/枚 × 10枚 = 800,000円

ウ 買い手が見つかることなく3月29日に期末を迎えた。この時の東穀大豆ミール市場での2002年5月限の帳入値段は28,290円であった。

期末時点の代用有価証券の評価額は1,005,000円であった。

その他有価証券評価差額：

$(1,005,000円 - 1,000,000円) \times (1 - 0.4) = 3,000円$

繰延税金負債：(1,005,000円 - 1,000,000円) × 0.4 = 2,000円

注：実効税率を40%と仮定した。

繰延ヘッジ利益：(28,320円 - 28,290円) × 50倍 × 10枚 = 15,000円

エ その後買い手が見つからず、G社は4月2日に臨時増証拠金として400,000円を預託し、さらに5月2日には定時増証拠金として400,000円を預託した。

帳簿価額500,000円、充用価格400,000円相当の代用有価証券を預託し、さらに5月2日には定時増証拠金として帳簿価額500,000円、充用価格400,000円相当の代用有価証券を預託した。

大豆ミール臨時増証拠金：40,000円/枚・・・4月1日残玉より
大豆ミール定時増証拠金：40,000円/枚・・・5月1日残玉より

証拠金合計：(80,000円/枚+40,000円/枚+40,000円/枚) × 10枚
= 1,600,000円

代用有価証券(臨時増証拠金相当)：
40,000円/80% × 10枚 = 500,000円
代用有価証券(定時増証拠金相当)：
40,000円/80% × 10枚 = 500,000円
代用有価証券合計：
1,000,000円 + 500,000円 + 500,000円 =
2,000,000円

オ 結局、買い手が見つからずに5月17日に同限月の大豆ミールは28,710円にて納会した。G社は当初ヘッジを目的としていたが、買い手が見つからないまま納会を迎えたため、前述の10枚(500トン)分の大豆ミールを受渡しにより決済することとし、5月28日に受渡しを行うこととした。この時点で、G社の売買差損益金は-195,000円になり、受渡代金の金額は14,355,000円になる。

売買差損益金(現物)：(28,710円 - 28,500円) × 500トン = 105,000円
売上高：28,710円 × 500トン = 14,355,000円
= 売上原価14,250,000円 + 商品売買損益105,000円
売買差損益金(先物)：(28,320円 - 28,710円) × 50倍 × 10枚 = -195,000円

カ G社は預託していた証拠金をそのまま受渡保証金にすることとし、委託を受けていた受託会員は、5月21日に預託証拠金1,600,000円から受渡保証金として717,750円を取引所に預託した。

預託していた代用有価証券をそのまま受渡保証金にすることとし、委託を受けていた受託会員は、5月21日に預託代用有価証券のうち帳簿価額1,000,000円、充用価格800,000円相当を受渡保証金として取引所に預託した。

受渡保証金 = 受渡代金 × 5% = 14,355,000円 × 5% = 717,750円

受渡保証金 = 受渡代金 × 5% = 717,750円
= 14,355,000円 × 5% (< 800,000円)

キ G社は27日に保有する在庫分の倉荷証券をこの受託会員に預託し、29日に受渡代金から手数料と売買差損益金を差引いた差引受払金14,090,000円を受託会員より受け取った。

$$\begin{aligned} \text{手数料合計} &: (3,500 \text{ 円} + 3,500 \text{ 円}) \times 10 \text{ 枚} = 70,000 \text{ 円} \\ \text{差引受払金} &= \text{受渡代金} - \text{手数料} - \text{売買差損益金} \\ &= 14,355,000 \text{ 円} - 70,000 \text{ 円} - 195,000 \text{ 円} = 14,090,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

ク G社は、受渡代金等の調整が完了した31日に、預託していた証拠金と受渡保証金の合計1,600,000円を受託会員より受け取った。

預託していた全ての代用有価証券の返還を受けた。

(G 社会計処理)

(単位：千円)

日付	事象	会計処理	
		現金	代用有価証券
3月25日	大豆ミール購入	(借方) 仕入 14,250 (貸方) 現金預金 14,250	
	先物取引売建	仕訳なし	
	証拠金差入	(借方) 差入保証金 800 (貸方) 現金預金 800	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 1,000 (貸方) 投資有価証券(手許) 1,000
3月29日	期末日処理	(借方) デリバティブ債権 15 (貸方) 繰延ヘッジ利益 15	
			(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 5 (貸方) その他有価証券評価差額金 3 繰延税金負債 2 (注1) その他有価証券は期末において時価評価される。その他有価証券評価差額金は貸借対照表上、資本の部に計上される。 (注2) 上記の他、担保資産の注記が必要となる。
4月1日	期初戻入	(借方) 繰延ヘッジ利益 15 (貸方) デリバティブ債権 15	
			(借方) その他有価証券評価差額金 3 繰延税金負債 2 (貸方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 5
4月2日	証拠金の差入	(借方) 差入保証金 400 (貸方) 現金預金 400	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 500 (貸方) 投資有価証券(手許) 500
5月2日	証拠金の差入	(借方) 差入保証金 400 (貸方) 現金預金 400	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 500 (貸方) 投資有価証券(手許) 500

5月17日	建玉の受渡しによる決済	(借方) 未収金 14,355 (貸方) 売上高 14,355 (借方) 売上原価 14,250 (貸方) 仕入 14,250 (借方) 支払手数料 70 (貸方) 未払金 70 (借方) 売上原価 195 (貸方) 未払金 195 (注) 商品先物決済損益はヘッジ対象と同一の区分で処理される。
5月21日	受渡保証金の預託	仕訳なし (注) 差入保証金の小科目が預託保証金から受渡保証金へ変更される。
5月27日	倉荷証券の預託	仕訳なし
5月29日	受渡代金、未払金の精算	(借方) 現金預金 14,090 未払金 265 (貸方) 未収金 14,355
5月31日	証拠金、受渡保証金の精算	(借方) 現金預金 1,600 (貸方) 差入保証金 1,600
	代用有価証券の返還	(借方) 投資有価証券(手許) 2,000 (貸方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 2,000

- ケース 3 先渡取引 -

3 - 1 予定購入取引の価格変動リスクのヘッジ取引

ア H社は、米国から大豆を輸入し国内で販売している。2002年3月25日に250ドル(トンあたり)で500トンの大豆を2002年5月25日に購入する先渡契約をZ社と締結し、同時に為替変動リスクをヘッジするために先渡契約額総額の円貨額を固定する為替予約をY銀行と締結した。なお、予約レートは120円/ドルであった。

$$\begin{aligned} \text{大豆の購入総代金} &: 250 \text{ ドル/トン} \times 500 \text{ トン} = 125,000 \text{ ドル} \\ & \quad \underline{125,000 \text{ ドル} \times 120 \text{ 円/ドル} = 15,000,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

イ 3月29日に期末を迎えた。この時のCBOT大豆市場での2002年5月限の帳入値段は260ドル(トンあたり)であった。また、2ヶ月先の先物為替レートは122円/ドルであった。なお、H社では大豆の輸入取引に係る先渡取引の期末日の時価の算定は毎期、CBOT大豆市場での期末日時点の市場価格を基に算定する方針としている。

$$\begin{aligned} \text{繰延ヘッジ利益合計} &: 260 \text{ ドル/トン} \times 500 \text{ トン} \times 122 \text{ 円/ドル} - 15,000,000 \text{ 円} = 860,000 \text{ 円} \\ \text{繰延ヘッジ利益 (うち先渡契約)} &: (260 \text{ ドル/トン} - 250 \text{ ドル/トン}) \times 500 \text{ トン} \times 122 \text{ 円/トン} = 610,000 \text{ 円} \\ \text{繰延ヘッジ利益 (うち為替予約)} &: (122 \text{ 円/ドル} - 120 \text{ 円/ドル}) \times 125,000 \text{ ドル} = 250,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

ウ 5月25日に先渡契約に基づきZ社から大豆の引渡しを受けた。同時にY銀行との為替予約が期限を迎え、Y銀行に予約レートで換算された円貨額15,000,000円を支払うとともに、125,000ドルを受け取った。H社はZ社に商品の受け入れと交換に125,000ドルを支払った。5月25日時点の直物為替レートは125円/ドルであった。

(H社会計処理)

(単位：千円)

日付	事象	会計処理
3月25日	先渡契約締結	仕訳なし
	為替予約締結	仕訳なし
3月29日	期末日処理 (先渡契約)	(借方) デリバティブ債権 610 (貸方) 繰延ヘッジ利益 610
	期末日処理 (為替予約)	(借方) デリバティブ債権 250 (貸方) 繰延ヘッジ利益 250
4月1日	期初戻入 (先渡契約)	(借方) 繰延ヘッジ利益 610 (貸方) デリバティブ債権 610
	期初戻入 (為替予約)	(借方) 繰延ヘッジ利益 250 (貸方) デリバティブ債権 250
5月25日	契約の満期到来	(借方) 仕入 15,000 (貸方) 現金預金 15,000 (注) H社はY銀行からの受取額125,000USドルをZ社に支払っている。このため、Y銀行への支払円貨額15,000千円をもって仕入計上している。

3 - 2 予定売却取引の価格変動リスクのヘッジ取引

CBOT大豆ミール取引要綱(2002年7月26日現在)

当初証拠金(Initial Margin)

: 743 ドル/枚

手数料 : 往復 50 ドル

取引単位 : 100 ショートトン

呼値 : 1 ショートトン

倍率 : 100 倍

注: 1 ショートトン = 0.9071 メトリックトン

- ア J社は米国から大豆ミールを輸入している。J社は30,000トンの米国産大豆ミールの注文を受けたが、船腹の関係上、34,000トンの大豆ミールを2002年3月15日に176ドル/トンで購入して日本に輸入した。
3月15日の直物為替レートは120円/ドルであった。

大豆ミールの購入総代金: 176ドル/トン × 34,000トン = 5,984,000ドル
5,984,000ドル × 120円/ドル = 718,080,000円

- イ 4,000トンの大豆ミールについては売却先が決まっていなかったため、売却先が決まるまでの間の価格変動リスクをヘッジするために2002年3月15日にCBOTの大豆ミール市場において2002年5月限を158.7ドル/ショートトン(174.9ドル/トン)にて44枚売り建て、ブローカーに32,692ドルのInitial Marginを差し入れるとともに、同時に為替変動リスクを回避するためにY銀行との間で為替予約契約を締結した。
なおこの時のCBOT大豆ミール市場での2002年5月限の帳入値段は158.7ドル/ショートトン(174.9ドル/トン)であり、為替予約レートは125円/ドルであった。
また、大豆ミール4,000トンは4,409.244ショートトンであり、以下、44枚の取引として計算している。
Variable Margin等Initial Margin以外の証拠金は無視する。

為替予約元本: 174.9ドル/トン × 4,000トン = 699,600ドル
大豆ミール Initial Margin: 743ドル/枚 × 44枚 = 32,692ドル
32,692ドル × 120円/ドル = 3,923,040円

- ウ 買い手が見つかることなく3月29日に期末を迎えた。この時のCBOT大豆ミール市場での2002年5月限の帳入値段は164.6ドル/ショートトン(181.4ドル/トン)であった。
また、直物為替レートは122円/ドルであり、3ヶ月先のフォワードレートは127円/ドルであった。

繰延ヘッジ損失(先物契約): (158.7ドル/枚 - 164.6ドル/枚) × 44枚 × 100倍 × 122円/ドル = - 3,167,120円
繰延ヘッジ損失(為替予約): (125円/ドル - 127円/ドル) × 699,600ドル = - 1,399,200円
為替差損益(差入保証金): (122円/ドル - 120円/ドル) × 32,692ドル = + 65,384円

エ 最終的に4月5日に大豆ミールの4,000トンの売り契約が成立した(25,000円/トン)のために大豆ミールの先物契約を156.6ドル/ショートトン(172.6ドル/トン)で買い戻すと同時に為替予約も解約した。

4月5日の直物為替レートは124円/ドルであった。

なお、為替予約の解約に伴い、Y銀行に対し100,000円を支払っている。このうち、30,000円部分を中途解約ペナルティー部分、70,000円部分を為替の動き、金利の調整部分と仮定する。

大豆ミールの購入代金(4,000トン相当): 176ドル/トン × 4,000トン = 704,000ドル

704,000ドル × 120円/ドル = 84,480,000円

売上高 : 25,000円/トン × 4,000トン = 100,000,000円

売買差損益金(現物): 100,000,000円 - 84,480,000円 = 15,520,000円

売買差損益金(先物): (158.7ドル/枚 - 156.6ドル/枚) × 44枚 × 100倍 = 9,240ドル

9,240ドル × 124円/ドル = 1,145,760円

オ 4月8日にJ社は、売買差損益金から手数料を引いた差引差損益金7,000ドルと預託証拠金32,692ドルの合計39,692ドルをブローカーから受け取った。

4月8日の直物為替レートは123円/ドルであった。

手数料合計: 50ドル/枚 × 44枚 = 2,200ドル

2,200ドル × 124円/ドル = 272,800円

差引差損益金: 9,240ドル - 2,200ドル = 7,040ドル

7,040ドル × 124円/ドル = 872,960円

入金額: (7,040ドル + 32,692ドル) × 123円/ドル = 4,887,036円

(J社会会計処理)

(単位：千円)

日付	事象	会計処理
3月15日	大豆ミール購入	(借方) 仕入 718,080 (貸方) 現金預金 718,080
	先物取引売建	仕訳なし
	為替予約締結	仕訳なし
	証拠金の差入	(借方) 差入保証金 3,923 (貸方) 現金預金 3,923
3月29日	期末日処理 (先物取引)	(借方) 繰延ヘッジ損失 3,167 (貸方) デリバティブ債務 3,167
	期末日処理 (為替予約)	(借方) 繰延ヘッジ損失 1,399 (貸方) デリバティブ債務 1,399
	期末日処理 (差入保証金の換算)	(借方) 差入保証金 65 (貸方) 為替差損益 65 (注) 差入証拠金に係る為替差損益については、洗替処理を行わないものとして いる。
4月1日	期初戻入 (先物取引)	(借方) デリバティブ債務 3,167 (貸方) 繰延ヘッジ損失 3,167
	期初戻入 (為替予約)	(借方) デリバティブ債務 1,399 (貸方) 繰延ヘッジ損失 1,399
4月5日	商品の売却	(借方) 現金預金 100,000 (貸方) 売上高 100,000 (借方) 売上原価 84,480 (貸方) 仕入 84,480
	建玉の手仕舞い	(借方) 未収金 873 支払手数料 273 (貸方) 売上原価 1,146 (注) 商品先物決済損益はヘッジ対象と同一の区分で処理される。
	為替予約の解約	(借方) 売上原価 70 中途解約損失 30 (貸方) 現金預金 100 (注) 為替差損益はヘッジ対象と同一の区分で処理される。
4月8日	証拠金、未収金の精算	(借方) 現金預金 4,887 (貸方) 未収金 873 差入保証金 3,988 為替差損益 26

- ケース4 オプション取引を利用したヘッジ取引 -

(注) オプションの手数料については平成11年より自由化されている。ここでは仮定として受託会員X社の設定手数料を新規3,000円、仕切り2,000円とした。

4 - 1 同一会計期内

- 現金で証拠金を差し入れ -

- 代用有価証券で差し入れ -

ア 7月1日にトン当たり12,000円でとうもろこしを仕入れたK社は、売り先が決まらない在庫を1,000トン抱えており、この在庫分の価格変動リスクを回避するために東穀オプション市場でヘッジを行なうこととした。

とうもろこし1,000トン分の購入代金：12,000円/トン×1,000トン＝12,000,000円

イ 2001年7月10日、先物市場での2002年1月限は14,000円近辺での取引であったため、受託会員X社を通じて、権利行使価格14,000円のプットオプションを、プレミアム580円にて10枚買った。また手数料として30,000円を支払った。

支払プレミアム代金：580円×100倍×10枚＝580,000円

手数料合計：3,000円/枚×10枚＝30,000円

ウ その後も在庫の買い手が見つからないまま10月末を迎えたK社は、オプション取引最終日である10月31日に、10枚のプットオプションを権利行使することとし、委託先の受託会員X社にとうもろこし2002年1月限の証拠金として800,000円を預託し、オプションを権利行使して先物市場に14,000円で10枚の売り建玉を持った。

帳簿価額1,000,000円、充用価格800,000円相当の代用有価証券を預託し、オプションを権利行使して先物市場に14,000円で10枚の売り建玉を持った。

とうもろこし委託本証拠金合計：80,000円/枚×10枚＝800,000円

エ 同限月のとうもろこしは11月1日から委託臨時増証拠金が40,000円/枚必要であったので、11月2日に40,000円を預託した。

帳簿価額500,000円、充用価格400,000円相当の代用有価証券を預託した。

とうもろこし委託臨時増証拠金合計：40,000円/枚×10枚=400,000円

オ 11月15日に在庫のとうもろこしの引き取り手が見つかったが、市場価格より大幅な値引きを余儀なくされ、トン当たり12,000円で売り払うこととした。

売買差損益金(現物)：0円

売上高：12,000円/トン×1,000トン=12,000,000円

=売上原価12,000,000円+商品売買損益0円

カ 同日、K社は先物市場で売り建てていた10枚の建玉を13,190円にて買戻して手仕舞いした。

売買差損益金(先物)：(14,000-13,190)×100倍×10枚=810,000円

手数料合計：(権利行使2,000円/枚+先物仕切り3,300円/枚)×10枚=53,000円

キ 11月19日にK社は受託会員X社から証拠金1,200,000円と、売買差損益金から手数料を差し引いた757,000円の合計である1,957,000円を受け取った。

預託していた全ての代用有価証券の返還を受けた。

(K 社会会計処理)

(単位：千円)

日付	事象	会計処理	
		現金	代用有価証券
7月1日	とうもろこし 仕入	(借方) 仕入 12,000 (貸方) 現金預金 12,000	
7月10日	プレミアムの 支払い	(借方) デリバティブ債権 580 (貸方) 現金預金 580	
	手数料の支払 い	(借方) 支払手数料 30 (貸方) 現金預金 30	
10月31日	権利行使	(借方) 仮払金 580 (貸方) デリバティブ債権 580	
	証拠金の差入	(借方) 差入保証金 800 (貸方) 現金預金 800	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 1,000 (貸方) 投資有価証券(手許) 1,000
11月2日	証拠金の差入	(借方) 差入保証金 400 (貸方) 現金預金 400	(借方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 500 (貸方) 投資有価証券(手許) 500
11月15日	商品の売却	(借方) 現金預金 12,000 (貸方) 売上高 12,000 (借方) 売上原価 12,000 (貸方) 仕入 12,000	
	建玉の買戻し	(借方) 支払手数料 53 未収金 757 (貸方) 仮払金 580 売上原価 230 (注) 商品先物決済損益はヘッジ対象と同一の区分で処理される。	
11月19日	証拠金、未収金 の精算	(借方) 現金預金 1,957 (貸方) 差入保証金 1,200 未収金 757	
	未収金の精算		(借方) 現金預金 757 (貸方) 未収金 757
	代用有価証券 の返還		(借方) 投資有価証券(手許) 1,500 (貸方) 投資有価証券(自己取引証拠金) 1,500

4 - 2 複数会計期

- ア 2002年3月1日にトン当たり13,000円でとうもろこしを仕入れたL社は、売り先が決まらない在庫を1,000トン抱えており、この在庫分の価格変動リスクを回避するために東穀オプション市場でヘッジを行なうこととした。

とうもろこし1,000トン分の購入代金：13,000円/トン×1,000トン=13,000,000円

- イ 2001年3月5日、先物市場での2002年9月限は14,000円近辺での取引であったため、受託会員X社を通じて、権利行使価格14,000円のプットオプションを、プレミアム560円にて10枚買った。また手数料を30,000円支払った。

支払プレミアム代金：560円×100倍×10枚=560,000円

手数料合計：オプション新規3,000円/枚×10枚=30,000円

- ウ その後も在庫の買い手が見つからないまま期末である3月29日を迎えたL社は、時価会計処理に伴う評価替えを行なうこととなったが、このときの市場価格は、先物価格(とうもろこし2002年9月限)の帳入値段が13,870円、これに対するプットオプション(14,000円での権利行使価格)のプレミアムは515円であった。

繰延ヘッジ損失：(515円-560円)×100倍×10枚=-45,000円

- エ 同社は4月30日になって在庫のとうもろこし1,000トンの引き取り手が見つかり、同日これをトン当たり12,500円にて売却した。また同時に保有していたオプション建玉10枚を、プレミアム895円にて転売した。

売上高：12,500円×1,000トン=12,500,000円

=売上原価13,000,000円-商品売買損益500,000円

受取プレミアム代金：895円/枚×100倍×10枚=895,000円

手数料：オプション仕切り2,000円/枚×10枚=20,000円

オプション取引売買差損益：(895円-560円)×100倍×10枚=335,000円

- オ 5月8日に同社は受託会員X社より、オプション売却代金から手数料を差し引いた875,000円を受け取った。

(L 社会計処理)

(単位 : 千円)

日 付	事 象	会 計 処 理
3月1日	とうもろこし仕入	(借方) 仕入 13,000 (貸方) 現金預金 13,000
3月5日	プレミアムの支払い	(借方) デリバティブ債権 560 (貸方) 現金預金 560
	手数料の支払い	(借方) 支払手数料 30 (貸方) 現金預金 30
3月29日	期末日処理	(借方) 繰延ヘッジ損失 45 (貸方) デリバティブ債務 45
4月1日	期初戻入	(借方) デリバティブ債務 45 (貸方) 繰延ヘッジ損失 45
4月30日	商品の売却	(借方) 現金預金 12,500 (貸方) 売上高 12,500 (借方) 売上原価 13,000 (貸方) 仕入 13,000
	オプション資産の転売	(借方) 未収金 875 支払手数料 20 (貸方) デリバティブ債権 560 売上原価 335 (注) オプション取引売買益はヘッジ対象と同一の区分で処理される。
5月8日	未収金の精算	(借方) 現金預金 875 (貸方) 未収金 875

『商品先物取引の会計処理及びヘッジ会計の適用方法』

2002年10月25日 第1版 発行

2003年2月3日 第2版 発行

編集・発行 東京穀物商品取引所

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-12-5

TEL:03(3668)9316 FAX:03(3661)4564

<http://www.tge.or.jp/>

監修 朝日監査法人

〒162-8551 東京都新宿区津久戸町1-2

朝日センタービル

<http://www.asahiaudit.or.jp/>



 THE TOKYO GRAIN EXCHANGE